



福岡医発第 2362 号 (地)

令和 5 年 12 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩 明
(公 印 省 略)

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」の
改訂について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

福祉施設・支援団体等においてマイナンバーカードの取得に支援が必要な方を後押しできるよう、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等や、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付について記載されている「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」につきましては、令和 5 年 8 月 30 日付け福岡医発第 1394 号 (地) にてご連絡申し上げているところです。

今般、令和 5 年 12 月 15 日より、「顔認証マイナンバーカード」(暗証番号の設定が不要なカード) の交付等申請受付が開始されることを踏まえ、マニュアルが改訂されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【改訂ポイント】

・ P. 5 (※部分)

顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や健康保険証利用の申込みを行っていない方が通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には、カード交付・設定切替え前に市町村で健康保険証利用申込みの申請を行っていただく旨の追記。

・ P. 6 上部 (※部分)

顔認証や暗証番号の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認ができるが、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについての追記。

- ・ P. 6 下部から P. 7 (※部分)

訪問診療等については、令和 6 年 4 月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局等において順次運用を開始する旨及び令和 6 年 10 月からは、暗証番号に加、医療機関・薬局等の職員による目視での本人認証も可能となり、顔認証マイナンバーカードでも受診等ができるようになる予定である旨の追記オンライン診療・オンライン服薬指導については、令和 6 年 4 月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局において順次運用を開始する旨及び暗証番号の入力が必要となるため、顔認証マイナンバーカードはご利用いただけない旨の追記。

- ・ P. 8 から P. 9

資格確認書の交付に関する図を追加。

- ・ P. 10 から P. 13

顔認証マイナンバーカードの交付に関する記載の充実。

- ・ P. 31

用語解説を記載。

等

以上

<別添資料>

- ・【事務連絡】「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」の改訂について（周知）
- ・【別添】福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver. 2
- ・【別添】福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル【資料編】 Ver. 2
- ・【別添】（参考）福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver. 2（黄色着色箇所は Ver. 1 からの変更点）

日医発第 1644 号(情シ)(保険)
令和 5 年 12 月 18 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

**「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」の
改訂について（周知依頼）**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年8月9日付、日医発第884号(情シ)(保険)「「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」の作成について（周知）」にて「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」についてお知らせしましたが、令和5年12月15日より、「顔認証マイナンバーカード」（暗証番号の設定が不要なカード）の交付等申請受付が開始されることを踏まえ、マニュアルが改訂されました。本件について、厚生労働省より周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【本編の主な改訂ポイント】

・ p.5 ※部分

顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や健康保険証利用の申込みを行っていない方が通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には、カード交付・設定切替え前に市町村で健康保険証利用申込みの申請を行っていただく旨の追記

・ p.6 上部 ※部分

顔認証や暗証番号の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認ができるが、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについての追記

・ p.6 下部から p.7 ※部分

訪問診療等については、令和 6 年 4 月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局等において順次運用を開始する旨及び令和 6 年 10 月からは、暗証番号に加、医療機関・薬局等の職員による目視での本人認証も可能となり、顔認証マイナンバーカードでも受診等ができるようになる予定である旨の追記
オンライン診療・オンライン服薬指導については、令和 6 年 4 月から、暗証番号での本人認証により、健康保険

証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局において順次運用を開始する旨及び暗証番号の入力が必要となるため、顔認証マイナンバーカードはご利用いただけない旨の追記

- ・ p.8 から p.9

資格確認書の交付に関する図を追加

- ・ p.10 から p.13

顔認証マイナンバーカードの交付に関する記載の充実

- ・ p.31

用語解説を記載

等

【別添資料】

- ・【事務連絡】「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」の改訂について（周知）

- ・【別添】福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver.2

- ・【別添】福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル【資料編】 Ver.2

- ・【別添】（参考）福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver.2（Ver.1 からの変更点黄色着色）

以上

事 務 連 絡
令和5年12月13日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」
の改訂について（周知）

健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和3年10月からオンライン資格確認の運用が開始され、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあります。

政府としては、国民の皆様にこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、マイナンバーカードを取得いただくための環境整備に取り組んでおり、その一環として、施設・支援団体等の皆様に御活用いただけるマニュアルを作成したところです。

マイナンバーカードの暗証番号の設定・管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードを利用いただけるよう、顔認証マイナンバーカードの申請受付・交付が12月15日から開始されることを踏まえ、今般、マニュアルを改訂し、福祉団体等に周知したところです。貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

○ 本編の主な改訂ポイント

・ P 5 ※部分

顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や健康保険証利用の申込みを行っていない方が通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には、カード交付・設定切替え前に市町村で健康保険証利用申込みの申請を行っていただく旨の追記

・ P 6 上部※部分

顔認証や暗証番号の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認ができるが、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについての追記

・ P 6 下部から P 7 ※部分

訪問診療等については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康

保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局等において順次運用を開始する旨及び令和6年10月からは、暗証番号に加え、医療機関・薬局等の職員による目視での本人認証も可能となり、顔認証マイナンバーカードでも受診等ができるようになる予定である旨の追記

オンライン診療・オンライン服薬指導については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局において順次運用を開始する旨及び暗証番号の入力が必要となるため、顔認証マイナンバーカードはご利用いただけない旨の追記

- ・ P 8 から P 9
資格確認書の交付に関する図を追加
- ・ P 10 から P 13
顔認証マイナンバーカードの交付に関する記載の充実
- ・ P 31
用語解説を記載

等

福祉施設・支援団体の方向け
マイナンバーカード取得・管理マニュアル
Ver.2



マイナちゃん

2023 年 1 2 月

目 次

はじめに-----	3
第1 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットについて-----	4
第2 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等について-----	5
1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続-----	5
2. マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法-----	6
＜参考＞資格確認書（令和6年秋の健康保険証廃止後）-----	8
第3 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード（顔認証マイナンバーカード）の 交付について-----	10
1. 顔認証マイナンバーカードとは-----	10
2. 顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス-----	10
3. 顔認証マイナンバーカードの申請-----	11
4. 健康保険証としての利用について-----	12
第4 マイナンバーカードの取得方法について-----	14
第5 市区町村職員による出張申請受付について-----	15
1. 施設等における出張申請受付-----	15
2. 個人宅等に対する出張申請受付-----	21
第6 その他のサポートについて-----	24
1. 申請時のサポート-----	24
2. 交付時のサポート-----	25
第7 カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項-----	27
第8 マイナンバーカードの管理等について-----	28

はじめに

平素よりマイナンバーカードの普及促進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラです。

累計の交付枚数は、令和5年11月30日時点で約9,709万枚、人口に対する割合は約77.4%となっており、また、有効期限切れ等を除いた現に保有されているカードの枚数は、同日時点で約9,136万枚、人口に対する割合は約72.8%となっています。

また、利活用シーンも拡大してきており、写真付きの公的な身分証明書として幅広く利用可能であるほか、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得や、税の確定申告等の公的オンラインサービスなどでも利用可能となっています。

このうち、健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和3年10月から、オンライン資格確認の運用が開始されました。

健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、このようなメリットを国民・医療関係者に実感していただく中で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に保険証を廃止する予定となっています。

政府としては、国民の皆様にごこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでおり、この度、福祉施設・支援団体の方向けのマイナンバーカード取得・管理マニュアルを作成しました。

施設や支援団体等において、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方を後押しいただける手引書となれば幸いです。

2023年12月12日

デジタル庁国民向けサービスグループ

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

第1 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットについて

マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することで、従来の健康保険証にはない、以下のような様々なメリットを受けられます。このようなメリットは、マイナンバーカードでなければ享受できないものです。高齢者や障害のある方等の方々にも、マイナンバーカードを取得し、健康保険証として利用いただきたいと考えています。（資料編P30もご参照ください。）

①患者ご本人の受診・薬剤情報等に基づいたより適切で質の高い医療を低い窓口負担で受けることができます。

- 患者ご本人の同意に基づき、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を、医療機関・薬局と共有し、重複投与・併用禁忌を防止しつつ、より正確で客観的なデータに基づいた適切で質の高い医療を受けることができます。
- 患者ご本人にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師・薬剤師に説明する手間や時間を省くことができます。多くの種類の薬を服用している方や、かかりつけ医以外の医療機関・薬局を受診等する必要が生じた方、災害時などには特に便利であると考えられます。
- ご家族や施設職員にとっても、患者の方の薬剤服用歴や医療機関・薬局等の受診歴等を医師等に正確に伝えることができます。過去の処方・調剤履歴を参照して、飲み合わせや薬の分量を調整してもらうこともできます。

（具体的な事例）

- 眼科において、特定健診の結果などから患者の糖尿病を推測し、合併症である網膜症（自覚症状なく進行し、失明の原因になり得る）に気付けた。
- 高齢の患者が「口がかわく」と訴えるケースにおいて、生理現象なのか、薬剤の副作用なのかの判断をする上で、薬剤情報の履歴を活用。
- かかりつけ医であるため、他施設でどのような診療行為や薬剤を利用しているかを確認。診療科（医科、歯科等）を踏まえて、処置名や処方の意図を確認している。

②手続なしで高額療養費の自己負担分を超える支払が不要になります。

限度額適用認定証の申請・交付手続をしなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されます。

※ 上記の健康保険証利用以外にも、マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として様々な場面で利用できる等のメリットがあり、今後、医療・介護・福祉分野におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤となるツールとなることが想定されるなど、さらに多くの場面で利活用が進んでいくことが期待されています。

第2. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等について

マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する場合、ご本人の同意に基づき、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づいたより適切な医療が受けられます。

1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続

(1) 概要

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です(生涯 1 回のみ)。健康保険証利用の申込みは、医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができます。

このほか、マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォン、PC+IC カードリーダー)を用いて行う方法や、セブン銀行の ATM でも健康保険証利用の申込みが可能です。

※ 顔認証マイナンバーカード(第3でご紹介)を新たに取得する場合や健康保険証利用の申込みを行っていない方が通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には、カード交付・設定切替え前に市町村で健康保険証利用申込みの申請を行ってください(すでに通常のマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータル、セブン銀行 ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも健康保険証利用の申込みが事前に可能です。)。詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。市町村での利用の申込みを希望されない場合や代理人がマイナンバーカードの交付を受ける場合は、交付・設定切替え後にも医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して、顔認証又は目視確認により、健康保険証利用の申込みを行うことができます。

(2) 医療機関・薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから健康保険証利用の申込みを行う方法

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の 受付でもOK!!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！
※顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関・薬局に限ります。

目印はオレンジのステッカー
このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局であれば、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

当日その場でいいのね♪

★利用開始の申込みはカンタン3ステップ★

STEP1 顔認証カードリーダーには複数の種類があります 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける	STEP2 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く	STEP3 マイナンバーカードを保険証として登録しますか？ 登録する ※上記画面はイメージです。実際の操作画面とは異なる可能性があります。 マイナンバーカードを保険証として「登録する」ボタンを選択	登録完了!! マイナンバーカードが保険証として利用可能に!! ※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
--	---	---	---

デジタル庁

MIC 総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の申込みのお問合せ先

マイナポータル
コールセンター
0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

5

2. マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法

(1) 概要

マイナンバーカードをお持ちの方ご本人が医療機関・薬局を受診等する場合には、顔認証付きカードリーダーで顔認証や暗証番号の入力を行うことによりオンライン資格確認ができます。

※ 顔認証や暗証番号の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認ができますが、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについて御承知おきください。

また、障害がある等によりご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

〔 なお、ご本人がおらず、代理の方が薬局に薬剤を受け取りに行く場合には、マイナンバーカードがなくても処方箋又は後述する資格確認書により資格確認が可能です。 〕

(2) マイナンバーカードを利用して資格確認を行う方法

マイナンバーカードを利用して資格確認を行う場合、まずマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにおいていただき、①顔認証または暗証番号を選択し、②本人認証を行っていただき、③同意選択（過去の診療などの情報を利用するか選択）してください。その後、忘れずに、顔認証付きカードリーダーからマイナンバーカードを取り出してください。患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が画面操作等を行うことによりご本人のカードリーダーの操作や同意選択等を手助けすることは、差し支えありません。

①顔認証/暗証番号選択	②本人認証	③同意選択
	顔認証の場合 暗証番号入力の場合 顔を枠内に入れてください。  暗証番号を入力してください。 	過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない 過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない (40歳以上対象) 過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない・40歳未満の方

※ P10 でお示しする「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード（顔認証マイナンバーカード）」については、顔認証による本人確認を選択していただくこととなります。

※ 訪問診療等については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局等において順次運用を開始します。令和6年10月からは、暗証番号に加え、医療機関・薬局

等の職員による目視での本人認証も可能となり、顔認証マイナンバーカードでも受診等ができるようになる予定です。

オンライン診療・オンライン服薬指導については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局において順次運用を開始します。暗証番号の入力が必要となるため、顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

＜参考＞資格確認書（令和6年秋の健康保険証廃止後）

令和6年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間※使用することができます。

※ 健康保険証の有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで

健康保険証廃止後、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない方は、原則、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。

ただし、当分の間、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有していない方その他保険者が必要と認めた方については、ご本人の申請によらず保険者が交付する運用とするため、申請は不要です。また、「その他保険者が必要と認めた方」については、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有しているが、マイナンバーカードでの受診等が困難なため申請により資格確認書が交付された高齢者、障害者等について、更新時にご本人の申請によらず交付することなどを想定しており、こうした方々は更新時の申請手続きは不要です。

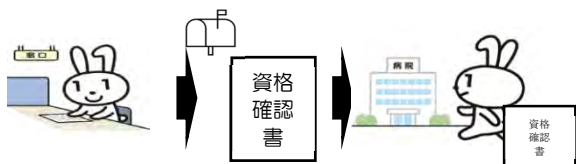
健康保険証利用登録された マイナンバーカードをお持ちの方

- マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等いただけます。



そのうち、マイナンバーカードでの 受診等が困難な高齢者、障害者等の方

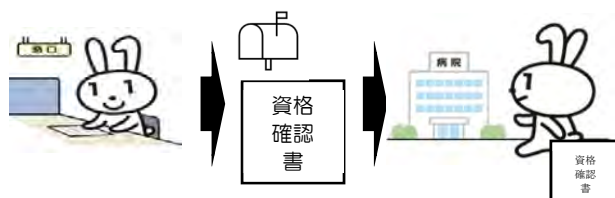
- 保険者に申請いただければ、資格確認書が交付され、その資格確認書で医療機関・薬局を受診等いただけます。



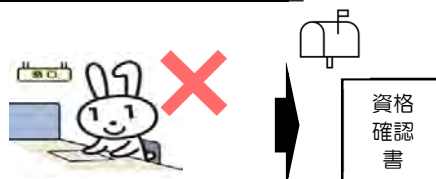
- 資格確認書は定期的に更新手続きが必要ですが、令和6年秋の健康保険証廃止後、当分の間は、更新手続きをしなくても、新しい資格確認書が保険者から送られてきます。

健康保険証利用登録された マイナンバーカードをお持ちでない方

- 保険者に資格確認書を申請いただき、その資格確認書で医療機関・薬局等を受診等いただけます。



- 令和6年秋の健康保険証廃止後、当分の間は、申請をしなくても、資格確認書が保険者から送られてきます。



なお、資格確認書を申請する場合は、施設等の職員から施設利用者に、資格確認書の申請希望等をあらかじめ聞いた上で、施設等で保険者に代理申請いただくことも可能とすることを予定しています。

この「資格確認書」を医療機関・薬局の窓口で提示し資格確認を行うことで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。ただし、資格確認書で受診等する場合には、ご本人に過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をオンライン資格確認の仕組みを通じて活用することはできません。資格確認書の運用等の詳細については、追ってお知らせします。

第3. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード（顔認証マイナンバーカード）の交付について

1. 顔認証マイナンバーカードとは

利用者証明用電子証明書の利用に係る本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定する設定を行い、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方等が安心してマイナンバーカードを取得し、利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう新たに導入されました。

このカードでは、暗証番号の利用ができないため、健康保険証としての利用時等に暗証番号での認証ができないことがわかるよう、カード表面右下の追記欄に「顔認証」と記載されます。



2. 顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

機器による顔認証又は目視による顔確認により本人確認を行い健康保険証としての利用等ができますが、また、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。また、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する署名用電子証明書は搭載できません。



利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
- ・券面の顔写真や記載事項（氏名、住所、生年月日、性別等）を用いた本人確認書類としての利用



ポイント

顔写真入りのため
悪用は困難



利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用などの暗証番号の入力が必要なサービス



ポイント

暗証番号の管理の
不安が無くなる

※ 本人確認の方法は機器による顔認証又は目視による顔確認に限定されます。また、訪問診療等では令和6年10月以降に利用可能となる予定です。

(参考) マイナンバーカード、顔認証マイナンバーカード、資格確認書の用途

	マイナンバーカード	顔認証マイナンバーカード	資格確認書
医療機関・薬局の外来受診等	○	○	○
医療機関・薬局への過去の薬剤情報の提供等	○	○	×
マイナポータル・コンビニ交付	○	×	×

3. 顔認証マイナンバーカードの申請

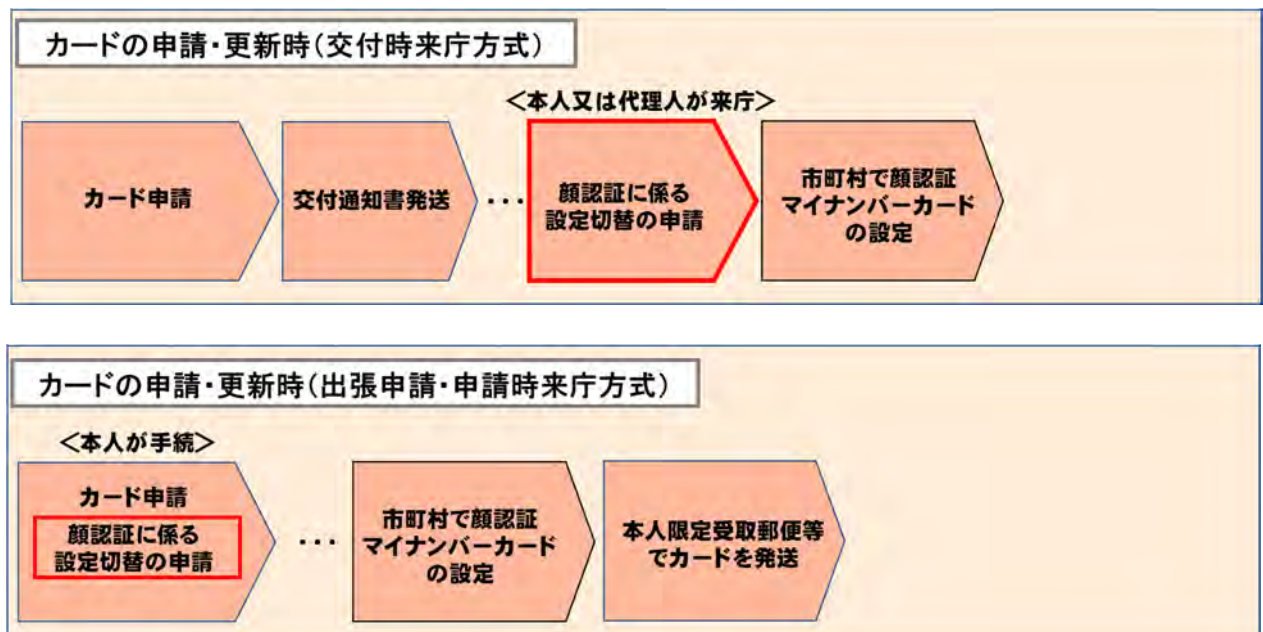
(1) 対象となる方

顔認証マイナンバーカードの申請を希望する方

(2) 申請の流れ

① マイナンバーカードをこれから取得する方

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時又は出張申請時に顔認証マイナンバーカードの申請を行います。



② マイナンバーカードを既にお持ちの方

ご本人が来庁して手続を行う場合

お住まいの市区町村窓口へご本人が来庁いただければその場で手続が可能です。電子証明書の更新を行うタイミングでの設定の切り替えも可能です。

代理人が来庁して手続を行う場合

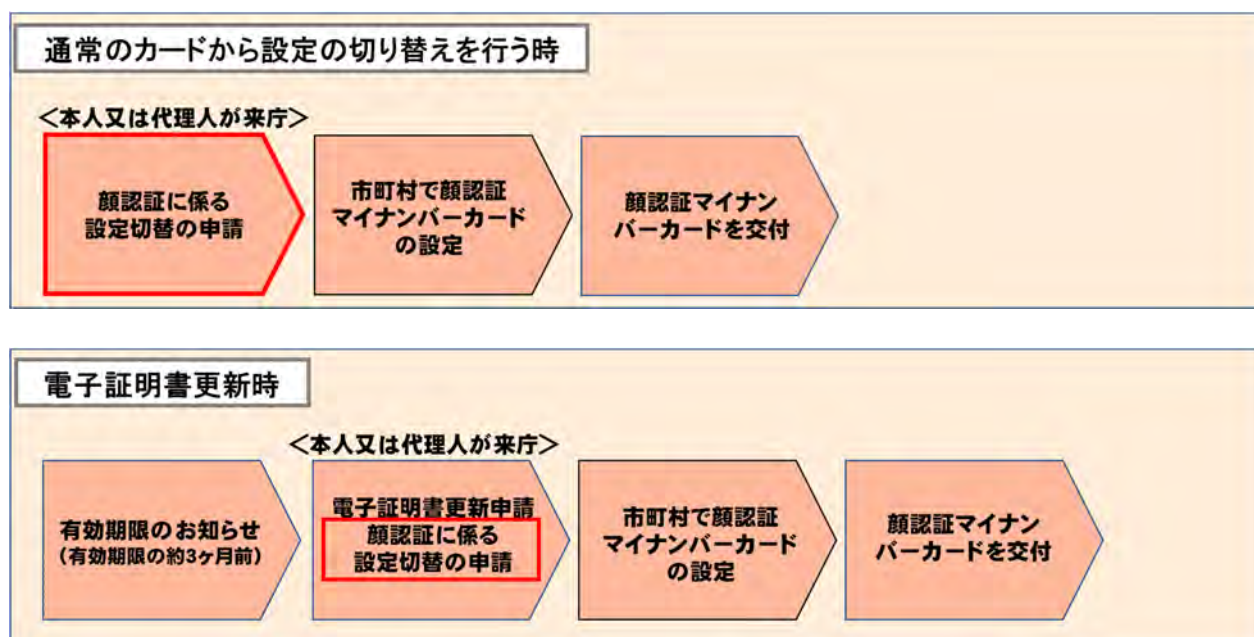
代理人が来庁して手続を行うことも可能です。代理人が手続を行う場合の注意点は以下のとおりです。

- ・ 電子証明書の発行・更新と併せて設定切替の手続を行う場合

申請が確かに当該市区町村に住民登録されている本人の意思に基づくものであることを確認するため、住所地市区町村から申請者に対して申請の意思を照会した文書への回答書が必要となるため、即日での手続はできません。

・利用者証明用電子証明書を発行済みで、設定の切替手続のみ行う場合

代理人は、本人が署名又は記名押印した委任状を提出する必要があります。委任状の様式については、住所地市町村へお問い合わせください。委任状の提出があれば、その場で手続が可能です。



4. 健康保険証としての利用について

○健康保険証として利用するための手続

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です（生涯1回のみ）。

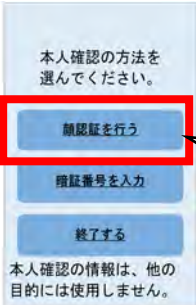
顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や健康保険証利用の申込みを行っていない方が通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には、カード交付・設定切替え前に市町村で健康保険証利用申込みの申請を行ってください（すでに通常のマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも健康保険証利用の申込みが事前に可能です。）。詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。市町村での利用の申込みを希望されない場合や代理人がマイナンバーカードの交付を受ける場合は、交付・設定切替え後にも医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して、機器による顔認証又は目視による顔確認により、健康保険証利用の申込みを行うことができます。

○医療機関・薬局での利用

顔認証マイナンバーカードは、カードに記録されている顔写真を用いて顔認証による確実な本人確認を行った上で、医療機関・薬局を受診等することができます。

※ 顔認証が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認ができます。その際、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについて御承知おきください。

顔認証マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法

①本人確認方法選択画面で「顔認証」を選択	②本人認証	③同意選択
		過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する (40歳以上対象) 過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する

②本人認証以降の手続きは P6 と同様

※ 機器による顔認証が難しい場合には、医療機関・薬局の職員による目視の本人確認となりますが、その際、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについて御承知おきください。

※ 訪問診療等については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局等において順次運用を開始します。令和6年10月からは、暗証番号に加え、医療機関・薬局等の職員による目視での本人認証も可能となり、顔認証マイナンバーカードでも受診等ができるようになる予定です。

オンライン診療・オンライン服薬指導については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局において順次運用を開始します。暗証番号の入力が必要となるため、顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

第4. マイナンバーカードの取得方法について

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールです。

そのため、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村職員による対面での本人確認を経て、交付を受けていただくことを原則としています。



その上で、高齢者や障害のある方などマイナンバーカードの取得に支援が必要な方については、市区町村職員が施設や個人宅等に出向き、一括して申請を受け付けることにより、本人限定受取郵便等で役所に出向かずにマイナンバーカードの交付が受けられます。



その他にも、申請時には、市区町村からの委託事業者等が、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等を行う申請サポートがあります。また、交付時には、来庁が困難と認められる一定の場合には、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。

これらのサポートは、施設等の職員や各種制度の支援者の方に行っていただくことも可能ですので、ご検討ください。

まずは、お近くの市区町村に問い合わせいただき、こういった方法が良いかご相談ください。

第5. 市区町村職員による出張申請受付について

1. 施設等における出張申請受付

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付では、市区町村職員が施設等に出向き、一括して申請受付を行います。
- ✓ 受付時に本人確認を実施するため、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードの受取りが可能です。
- ✓ 取得したカードを更新する際も、出張申請受付で申請が可能です。
- ✓ 顔認証マイナンバーカードを希望する方は、申請時に提出する暗証番号設定依頼書において、「いずれの暗証番号も設定しない」を選択いただくことになります。

(2) 手続の流れ

スケジュールは施設等の規模や実施人数により異なりますが、例えば以下のとおりです。
市区町村によって出張申請受付の実施状況は異なりますので、詳しくはお近くの市区町村にお問合せください。

(約30日前) ✓ 市区町村から施設等へ出張申請受付実施の案内



(約20日前) ✓ 施設等担当者と市区町村の打合せ
✓ 申請書等必要な準備書類を施設等へ事前送付
✓ 当日までに必要な準備



(当 日) ✓ 受付会場設営、出張申請受付



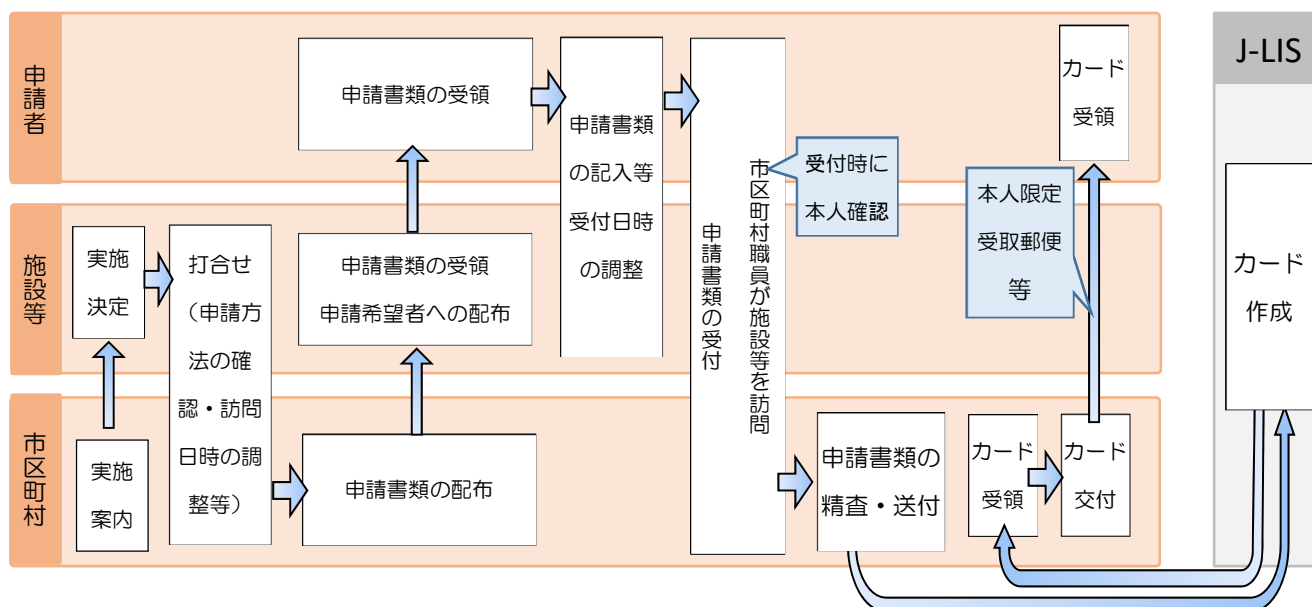
(数日後) ✓ 市区町村から J-LIS (※) へ申請書類を送付
✓ 住所地市区町村へ必要書類送付 (受付地≠住所地市区町村の場合)
(※) 地方公共団体情報システム機構 (マイナンバーカードの発行等の業務を行っています)



(約2週間後) ✓ J-LIS から住所地市区町村へカード送付
✓ 住所地市区町村において交付前の設定を行い、
カードを申請者あてに本人限定受取郵便又は簡易書留郵便等で送付
※顔認証マイナンバーカード申請者が健康保険証利用登録を希望した場合には、交付前に市町村で利用登録を実施

(注) 出張申請受付を行う市区町村以外の住民の方がおられる場合は、その方も含めて出張申請受付をすることが可能か、市区町村にご相談ください。

＜参考：全体フロー図＞



(3) 出張申請受付の案内（概ね30日前）

案内は、市区町村から施設等に出張申請受付の案内を直接行っている場合や、HP や広報誌で出張申請を随時受け付ける旨を周知している場合があります。

(4) 施設等担当者と市区町村の打合せ（概ね20日前）

市区町村と施設等で出張申請受付の実施が決定した後は、事前打合せを行います。打合せの回数や内容は状況により異なりますが、打合せの際に押さえておくべき内容は、概ね以下のとおりです。

<打合せ内容（例）>

- ✓ 実施日、想定される人数
- ✓ 市区町村外の在住者がいるか否か
- ✓ 市区町村職員と施設等の職員の役割分担
- ✓ 施設等への依頼事項の説明、確認
- ✓ 入所者のご家族への説明
- ✓ 申請当日のタイムスケジュール

＜市区町村から施設等に依頼が考えられる事項（例）＞

- ✓ 施設等内での周知
- ✓ 本人確認書類等の準備
- ✓ 申請者名簿の作成・提出

<当日必要な書類例（※詳細は「資料編」を参照）>

- ・ 交付申請書（個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書）
- ・ 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
- ・ 券面用顔写真 ※当日に写真撮影サービス実施の場合は不要
- ・ 本人確認書類
- ・ 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- ・ 住民基本台帳カード（住基カード）※お持ちの方のみ
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

※顔認証マイナンバーカード申請者のみ

<市区町村で作成している広報チラシ（例）>

マイナンバーカード
高梁市、吉備中央町合同出張申請のお知らせ

高梁市市民、吉備中央町住民の皆さん、マイナンバーカードは、マイナンバーカード申請窓口を開設します。マイナンバーカード申請の場が、作成に際する相談も受け付けております。お気軽にお立ち寄りください。

会場: 高梁中央病院
R5.1/27(金) 8:30~正午まで

申請には本人がお越しください

◇マイナンバーカード申請に必要なもの

- ・ 本人確認書類
『運転免許証など顔写真付きの公印』または『保険証、年金手帳 など』
※お持ちでない場合は、事前に高梁市役所へお問い合わせください。
- ・ 通知カード
令和5年1月27日以前に届付等によりマイナンバーが付与された方を除く。
- ・ 交付申請書
届付から送付されている申請書をお持ちの方は持参してください。
- ・ 写真
（高梁市役所にて撮影します。パスポートサイズを推奨します。）

※代領でマイナンバーカードの申請をご希望の方は事前に電話でご相談ください。
※マイナンバーカード申請受付時間外は、お立ち寄りいただけませんのでご了承ください。

お問い合わせ先 **0866-21-0253**
高梁市役所市民課

（５）当日までに必要な準備

施設等担当者と市区町村の打合せを踏まえ、当日までに必要な準備をします。

なお、申請者が把握できている場合は、申請者名簿を作成し、市区町村に事前に提出いただくと、各市区町村において、氏名、住所、生年月日等を記載した交付申請書を準備することができるなど、当日のスムーズな運営につながります。

また、当日必要な物品は、基本的には市区町村側で準備・持参しますが、机・椅子など施設等からお借りすることもありますので、打合せでご確認ください。

項番	物品	用途	備考
1	必要書類一式	申請書作成	詳細は資料編参照
2	申請書記載例	申請書作成	
3	記載台（机）・椅子	申請書作成	
4	記載用ペン	申請書作成	
5	はさみ・糊等の文具	申請書作成	
6	モバイルプリンター	本人確認書類コピー	（注１の場合は不要）
7	案内看板	レイアウト	
8	広報用チラシ	申請者呼び込み	
9	番号札	申請者案内	
10	延長コード	プリンター等	電源の借用が必要
11	デジタルカメラ	写真撮影	
12	モバイルプリンター	写真撮影	
13	パーティション	写真撮影	写真撮影スペースとして使用
14	フォトカッター	写真撮影	写真の切抜に便利
15	スタンド型照明	写真撮影	撮影場所が暗い場合に必要
16	背景用スクリーン	写真撮影	単色の画用紙でも代用可
17	手鏡	写真撮影	

（参考）市区町村職員の当日必要な物品（例）

※１１～１７は写真撮影サービスを行う場合のみ

（注１）受付地≠住所地市区町村の場合には本人確認書類のコピーが必要ですが、会場でコピーを取るほか、タブレット等で撮影した写真データを住所地市区町村に送ることもできます。その場合には、本人確認書類コピー用のモバイルプリンターは不要になります。

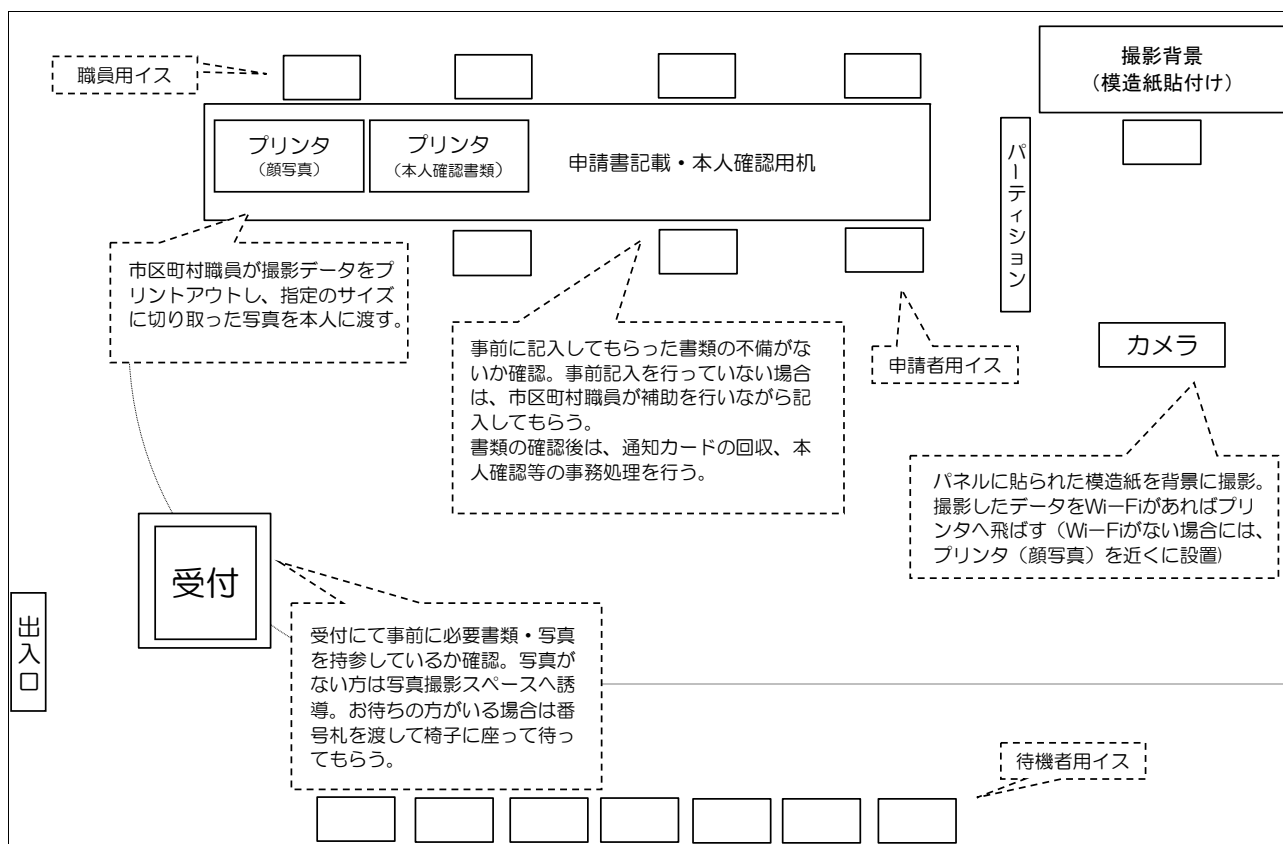
（注２）交付申請書は、紙により提出する方法や、スマートフォン・タブレット等によりオンライン申請を行っていただく方法があります。オンライン申請の場合には、申請書作成用のペン、はさみ・糊等の文具や写真撮影用のデジタルカメラ・モバイルプリンター・フォトカッターは不要になります。

（令和４年８月５日付の事務連絡「マイナンバーカードの出張申請受付事業の実施に当たっての参考情報について」より）

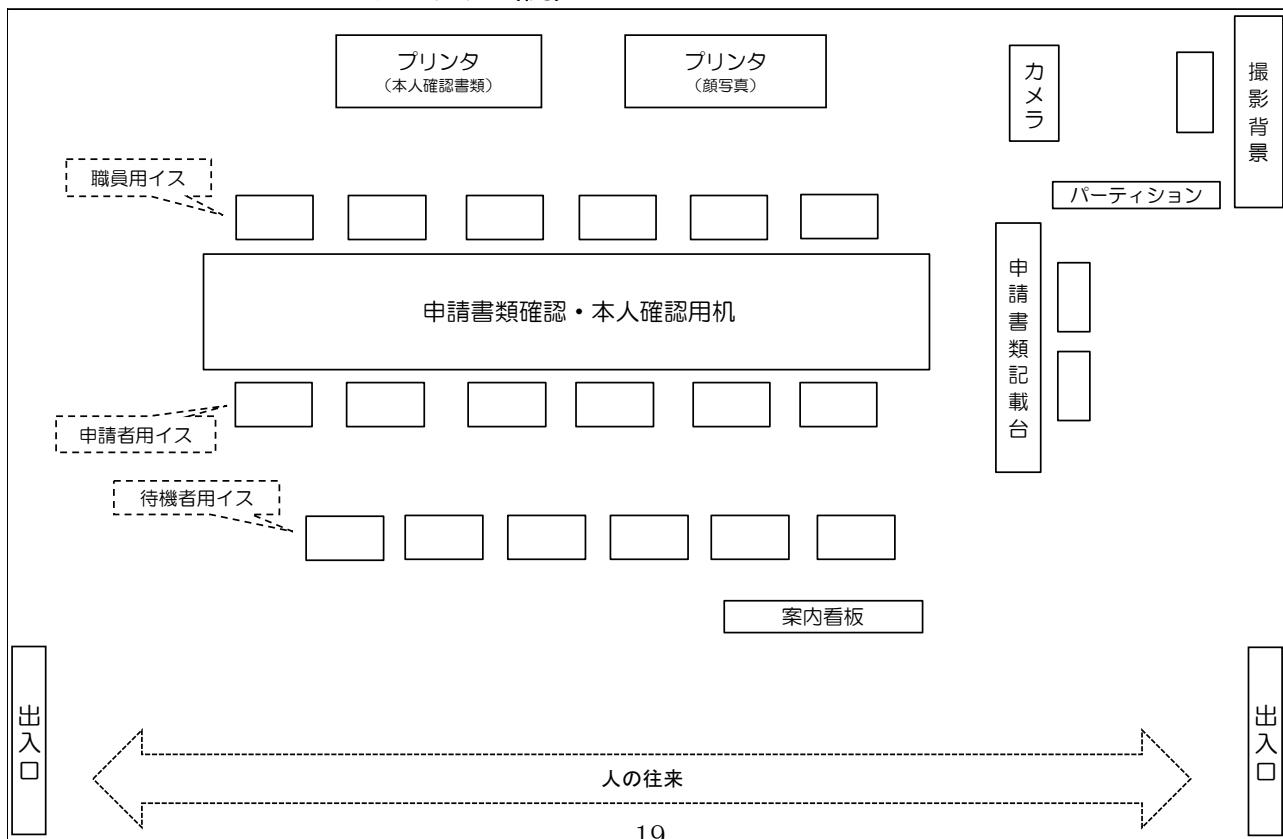
(6) 当日の会場設営

事前打合せの内容をもとに、会場の設営を行います。会場のレイアウトの例は以下のようイメージです。

<会場のレイアウト（例）>



<オープンスペースのレイアウト（例）>



（７）当日の運営

当日は、施設等の方に交付申請者の介助をお願いする場合があります。

（市区町村職員は、１人あたりの受付時間を長めに取り、丁寧に対応いただきますようお願いいたします。）

また、当日に追加の申請希望者が来られた場合や、予定していた申請希望者の申請受付をできなかった場合の対応などについては、市区町村にご相談ください。

＜実施イメージ＞

病院での出張申請受付



介護施設での出張申請受付



（８）その他

出張申請受付では受付時に本人確認を実施しますが、本人確認書類が不備の場合や、市区町村職員が同行せず委託事業者のみで行う場合等には、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等のみの出張申請サポートとなり、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要があります。

その際には、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます（詳細はP25）。

また、施設において、とりわけ認知症の方や重度の障害のある方等の判断能力が十分でない方に対し、マイナンバーカードの取得を支援するに当たっては、当該支援を受けることについて、丁寧にご本人の意思の確認を行うとともに、ご本人への説明日時や申請日、交付日等のカードの取得の過程を記録しておくことが適当です。なお、マイナンバーカードの申請に係る意思の確認ができない場合や申請を希望しない場合は、マイナンバーカードがなくても資格確認書（詳細はP7を参照）の交付を受けることで資格確認が可能です。

2. 個人宅等に対する出張申請受付

(1) 概要

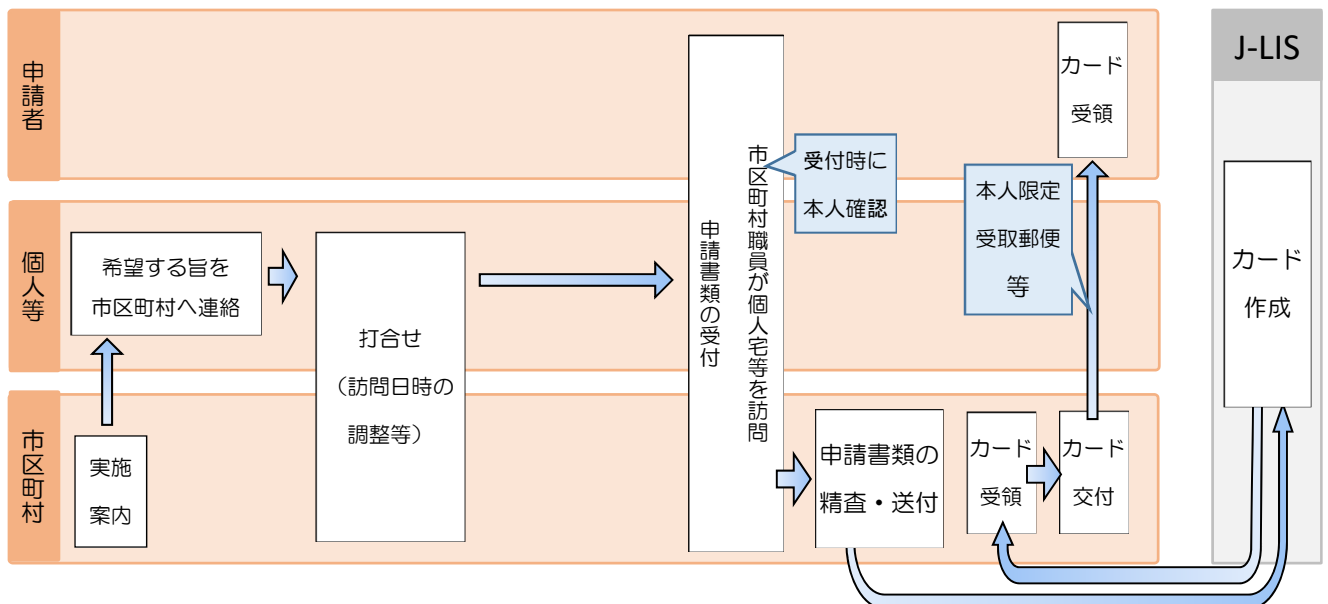
- ✓ 出張申請受付は、施設等だけでなく希望する者の個人宅等を、市区町村職員が訪問して行うことも可能です。

(2) 手続の流れ

スケジュールは申請者の状況により異なりますが、例えば以下のとおりです。

- | | | |
|-----------|---|--|
| (事 前) | ✓ | 市区町村から個人宅等に対する出張申請受付実施の案内 |
| | ✓ | 市区町村へ出張申請受付を希望する旨の連絡 |
| | ✓ | 市区町村との打合せ |
| ↓ | | |
| (当 日) | ✓ | 市区町村が申請書類を持参し訪問、出張申請受付 |
| ↓ | | |
| (数日後) | ✓ | 市区町村から J-LIS へ申請書類を送付 |
| ↓ | | |
| (約2週間後) | ✓ | J-LIS から住所地市区町村へカード送付 |
| | ✓ | 住所地市区町村において交付前の設定を行い、
カードを申請者あてに本人限定受取郵便又は簡易書留郵便等で送付
※顔認証マイナンバーカード申請者が健康保険証利用登録を希望
した場合には、交付前に市町村で利用登録を実施 |

<参考：全体フロー図>



(3) 個人宅等に対する出張申請受付実施の案内

案内は、市区町村から支援団体に案内を直接行っている場合や、HP や広報誌で随時受け付ける旨を周知している場合があります。

(4) 市区町村との打合せ

出張申請受付の実施が決定した後は、事前打合せを行います。

打合せの内容は状況により異なりますが、打合せの際に押さえておくべき内容は、概ね以下のとおりです。

<打合せ内容(例)>

- ✓ 実施日
- ✓ 申請当日に必要な書類の確認
- ✓ 各種制度の支援者がいる場合は、当該支援者と市区町村職員との役割分担

<市区町村から依頼が考えられる事項(例)>

- ✓ 準備できる本人確認書類の確認等

<当日必要な書類例(※詳細は「資料編」を参照)>

- ・ 交付申請書(個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書)
 - ・ 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
 - ・ 券面用顔写真 ※当日に写真撮影サービス実施の場合は不要
 - ・ 本人確認書類
 - ・ 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
 - ・ 住民基本台帳カード(住基カード) ※お持ちの方のみ
 - ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書
- ※顔認証マイナンバーカード申請者のみ

(5) その他

P14の「(8) その他」のように、個人宅等を訪問する際に本人確認書類が不備の場合や、市区町村職員が同行せず委託事業者のみで行う場合等には、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等のみの出張申請サポートとなり、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要があります。

その際には、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます(詳細はP25)。

また、市区町村職員は、個人宅等への訪問にあたっては、申請者のプライバシーに配慮いただくとともに、各種制度の支援者がいる場合は、配慮する事項について支援者と相談いただきますようお願いいたします。

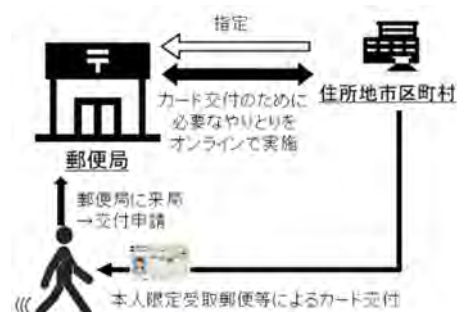
＜実施イメージ＞



（参考）郵便局での交付申請受付

今後、郵便局によっては、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能になり、市区町村に出向かずに交付が受けられます。

郵便局が実施するには市区町村の指定が必要となりますので、お近くの郵便局が実施可能となるかは市区町村にお問い合わせ下さい。



第6. その他のサポートについて

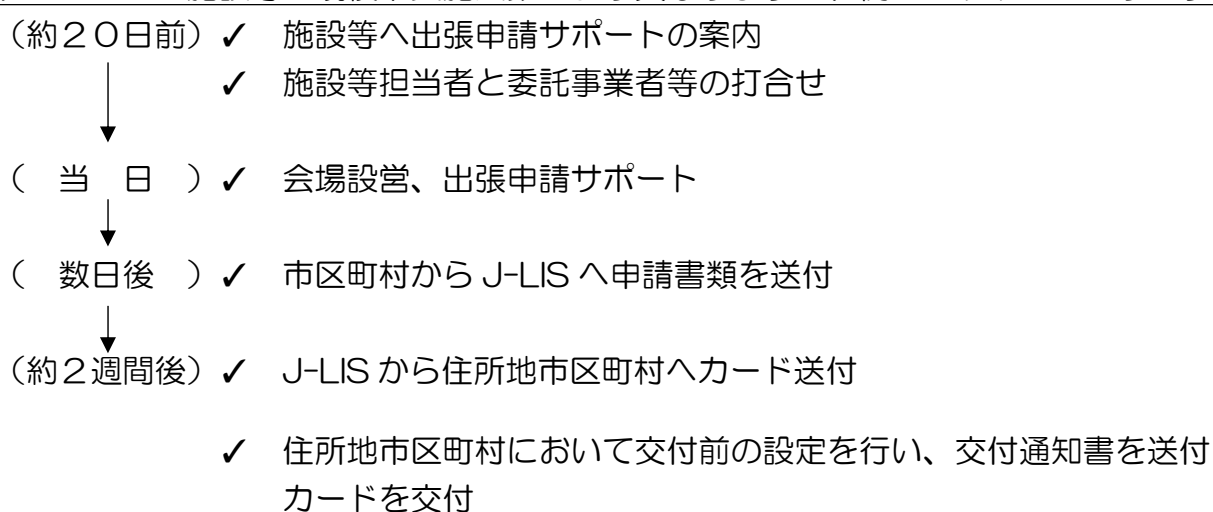
1. 申請時のサポート

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付以外にも、市区町村からの委託事業者等が、施設や個人宅等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等を行う申請サポートがあります。
- ✓ この場合、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要がありますが、来庁が困難と認められる一定の場合には、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。

(2) 手続の流れ（委託事業者等による申請サポートの場合）

スケジュールは施設等の規模や実施人数により異なりますが、例えば以下のとおりです。



(3) 必要な準備

- ・市区町村と施設等で実施が決定した後は、事前打合せを行ってください。
- ・当日必要な物品は、基本的には委託事業者等で準備・持参しますが、机・椅子など施設等からお借りすることもありますので、打合せでご確認ください。
- ・当日は、施設等の方に交付申請者の介助をお願いする場合があります。

(4) その他

申請書の記入補助や顔写真撮影等は、委託事業者等だけでなく、施設等の職員や各種制度の支援者の方にサポートいただいたり、市区町村から受託を受けることも可能ですので、ご検討ください。

(参考) 施設等の職員や各種制度の支援者の方が申請書の記入補助や顔写真撮影等を行う場合の準備物

・交付申請書

まずは、これまでに J-LIS 等から送付された QR コード付き交付申請書がお手元にあるか、ご確認ください。QR コード付き交付申請書があれば、オンラインでの申請も可能です。

お手元になければ、交付申請書の様式や送付用封筒材料は「マイナンバー総合サイト」でダウンロードできます。(URL <https://www.kojinbango-card.go.jp/download/>)

詳しくは市区町村にお問い合わせください。

・カメラ・プリンター

顔写真の撮影に使いますが、スマートフォン、タブレット等によりオンライン申請を行う場合は不要になります。

2. 交付時のサポート

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付以外の場合は、マイナンバーカードの交付の際に役所に来庁する必要があります。
 - ✓ その場合にも、病気、身体の障害等やむを得ない理由により、交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。
- ※交付申請者の住所地市町村に来庁して交付を受ける必要があります。

(2) 代理交付の対象者

やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる者としては、次の者が考えられます。

- ・施設入所者
- ・要介護・要支援認定者
- ・障害のある方
- ・長期入院者、病気の方
- ・75 歳以上の高齢者
- ・成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- ・社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状况に照らして来庁が困難であると認められる者
- ・中学生、小学生及び未就学児
- ・高校生・高専生
- ・妊婦
- ・長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状况に照らして来庁が困難であると認められる者）、海外留学している者

(3) 代理人

代理交付を受けるのは、交付申請者が指定する方ならどなたでも可能です。

施設等の職員や各種制度の支援者の方が代理人として交付を受けることも可能ですので、ご検討ください。

（４）当日必要な書類例（※詳細は「資料編」を参照）

準備する必要書類の例は、次のとおりです（市区町村にもお問い合わせください）。

代理交付の場合は、申請者本人の場合の必要書類に加え、「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」や「代理人の本人確認書類」が必要となります。

資料編 P19 に、必要な書類例をお示ししていますので、参考にしてください。

- 交付通知書（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書）
- 交付申請者の本人確認書類
- 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- 住民基本台帳カード（住基カード） ※お持ちの方のみ
- 交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料
- 代理人の代理権を証明する書類
- 代理人の本人確認書類

※カードの取得に支援が必要な方が円滑に取得いただけるよう、令和5年3月31日付で代理交付の見直しを行いました。

- 代理交付の要件を、従来より幅広く拡充・明確化しています。
- 「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」について、75歳以上の高齢者は本人確認書類で確認可能とする等、一定の場合は実質不要化したり、必要な場合にも、入手が容易・費用がかからないもので可とし明示しています。
- また、施設に入所している者等は「交付申請者の本人確認書類」として、施設長などが申請者の顔写真を証明した「顔写真証明書」を用いることができますが、その場合、「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」が不要になります。

（参考）

今般、施設や支援団体の職員の方等が、申請サポートや代理交付による受取りをおこなった場合、市区町村から報償費を支払うこと等について、国の補助金の対象としており、当該助成制度を活用するに当たっては、スキーム例を市区町村に通知しております。実際の利用に当たっては、市区町村とご相談いただければと思います。（資料編 P24～27 参照）

第7. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項

(1) 無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方

→詳細 資料編 P21

やむを得ない理由により無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方は、以下の対応をしていただくことで、その写真を使用できます。

①オンラインによる申請の場合：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、具体的な理由と申請書 ID をお伝えください。

②郵送による申請の場合：交付申請書の表面の氏名欄に具体的な理由を記載して、交付申請書を送付ください。

③窓口による申請の場合：市区町村職員から手続きを行います。

※写真が暗い、トリミングができない等の場合や、写真以外の理由で申請が不備となる場合があることにご留意ください。

〈使用可能な写真として認められる場合の参考例（一部抜粋）〉

※以下の場合以外でも、使用可能となる場合あり。

・医療上の理由の場合：医療器具※と判断できる場合

※車椅子、ペースメーカー、首や鼻等に装着しているチューブ、ベッドや布団（寝たきりの場合）、眼帯、ガーゼ、絆創膏 等

・障害のある方の場合：事故や顔面麻痺等による顔の歪み等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障害を理由に日常的に眼帯、サングラス、ガーゼ、絆創膏等を着用している場合

・寝たきりの方の場合：枕やシーツ等が写りこんでいる場合

(2) 知的・発達障害のある方

→詳細 資料編 P22

交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも可能です。

市区町村職員においては、知的・発達障害のある方は、暗証番号の検討に時間を要することがあることから、入力の前に暗証番号を考えていただく時間を設けることや、設定についてイラスト等を用いた簡潔な説明用紙を作成すること、ゆっくり説明することなど丁寧な対応をお願いします。

(3) 視覚障害のある方

→詳細 資料編 P23

交付申請書等の自署欄に点字による記載がある場合には、点字を記名として扱い、併せて押印等があれば有効な申請となります。

一方、市区町村の窓口における点字審査が困難な場合においては、口頭での意思確認、代筆による措置等により対応することも可能です。

(4) 交付申請書の自署が困難な方

→詳細 資料編 P23

交付申請書の自署は、介助者及び職員等が代筆し、ご本人が押印等すれば、有効なものとして認められます。

市区町村職員においては、交付申請者の意思の確認を丁寧に行っていただきますようお願いいたします。

第8. マイナンバーカードの管理等について

施設入所者のマイナンバーカードの管理等については、ご本人の状況やご希望等に応じて、ご本人や家族、施設での管理が考えられます。

マイナンバーは、仮に他人に知られたとしても、その利用には本人確認が求められ、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

しかし、マイナンバーカードは様々な場面で利用できる本人確認書類ですので、大切なものとして適切な管理の呼びかけをお願いします。

① マイナンバーカードをご本人やご家族が管理する場合

利用者の方がご本人の居室等において、備えつきのロッカー等を利用し、紛失に注意をいただいたうえで、保管がなされるよう、入居者の方々への周知をお願いいたします。

また、ご本人の同意を得て、家族の方が管理されることも可能です。

② マイナンバーカードを施設で管理する場合

取得したマイナンバーカードは、ご本人での管理が基本ですが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能です。

管理の際には、例えば、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが考えられます。

マイナンバーカードの暗証番号は、本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。

このため、暗証番号の設定や管理に不安がある方は、暗証番号の設定をしないことを希望することが可能です。（詳細はP10）

※資格確認書を管理する方法

資格確認書で受診等する場合には、ご本人に過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医療機関・薬局にオンライン資格確認の仕組みを通じて共有することはできません。資格確認書の管理については、ご本人が管理する以外に、現行の健康保険証と同様に、施設等で管理することが可能です。

また、資格確認書は、原則、ご本人の申請に基づき保険者が速やかに交付します。ただし、当分の間、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有していない方その他保険者が必要と認めた方については、ご本人の申請によらず保険者が交付する運用とするため、申請は不要です。また、「その他保険者が必要と認めた方」については、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有しているが、マイナンバーカードでの受診等が困難なため申請により資格確認書が交付された高齢者、障害者等について、更新時にご本人の申請によらず交付することなどを想定しており、こうした方々は更新時の申請手続きは不要です。

なお、資格確認書を申請する場合は、施設等の職員から施設利用者に、資格確認書の申請希望等をあらかじめ聞いた上で、施設等で保険者に代理申請いただくことも可能とすることを予定しています。

＜マイナンバーカードを紛失した場合＞

- マイナンバーカード機能停止の手続きが必要となりますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178。音声ガイダンス 2 番）へご連絡をお願いします。
※聴覚に障がいをお持ちの方は、FAX（0120-601-785）でお問合せすることもできます。（お問合せ様式は資料編 P27 参照）
- あわせて、警察に遺失届・盗難届を出していただき、受理番号を控えてください。
- その後、お住まいの市区町村へ紛失・廃止届をしていただき、マイナンバーカードの再発行のお手続きをおとりください。
- なお、マイナンバーカードの申請に当たって、通知カードを紛失した場合には、「通知カード紛失届」を作成いただく必要がありますので、市区町村にご相談ください。（資料編 P8 参照）

＜暗証番号を忘れた場合＞

- 暗証番号をお忘れの場合や、連続して3回入力を間違いロックされた場合には、住所地の市区町村で初期化・再設定が必要ですので、窓口にお問い合わせください。なお、暗証番号の初期化・再設定に関する問合せは、本人以外に代理者などから行うことも可能です。

＜ご相談・お問い合わせ先＞

【施設等の方】

○マイナンバーカードの取得については、所在地市区町村にご相談ください。

○マイナンバー制度全般に関するお問い合わせは以下へご連絡ください。

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178

受付時間 平日 9：30～20：00

土日祝 9：30～17：30

受付内容 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書
交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル、健康保険証利用及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
5. マイナポイント第2弾に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度に関するお問い合わせ

※紛失、盗難などによる一時利用停止は、24時間365日受け付けます。

※1番・5番は、年末年始を含む平日、土日祝ともに9：30～20：00（令和5年9月まで）受け付けます。

・聴覚に障がいをお持ちの方のためのお問合せ FAX 番号 0120-601-785

聴覚障がい者の方からのFAXによるお問い合わせを受け付けております。（様式は資料編P27参照）

回答については「個人番号カードコールセンター」からFAXで送信します。

下記の二つのお問い合わせを受け付けております。

1. マイナンバー制度、個人番号通知書、通知カード、マイナンバーカードに関するご質問
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などに伴う一時停止処理のご依頼
※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時停止処理については、24時間365日受け付けます。

＜参考＞マイナンバー制度・マイナンバーカードに関するHP

（総合サイト）<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

（デジタル庁HP）<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

（総務省HP）http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

【市区町村等職員の方】

総務省 自治行政局 住民制度課 マイナンバー制度支援室

＜MAIL＞juki@soumu.go.jp ＜TEL＞ 03-5253-5366

<用語解説>

項番	用語	説明
1	マイナンバー	住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号のこと。
2	マイナンバーカード	マイナンバーが記載された顔写真付のカードのこと。 マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されている。 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。
3	顔認証マイナンバーカード	利用者証明用電子証明書の利用に係る本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定する設定を行い、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカード。 インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する署名用電子証明書は搭載できない。
4	マイナポータル	子育てや介護など、行政手続のオンライン窓口のこと。オンライン申請のほか、行政機関等が保有するご自身の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供されている。
5	資格確認書	令和6年秋の健康保険証廃止以降、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に保険者から交付される氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された書類。
6	出張申請受付	市区町村職員が施設などに出張し、申請書の記入補助や顔写真撮影等の申請サポートのほか、本人確認を行ってカードの申請を受け付けること。 後日、市区町村から郵送等によりカードを交付する。
7	出張申請サポート	市区町村職員が同行せず委託事業者が施設などに出張し、申請書の記入補助や顔写真撮影等の申請のサポートを行うこと。交付の際は、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要がある。
8	申請サポート	市区町村職員以外の者が交付申請者の記入補助や顔写真撮影等の申請のサポートを行うこと。
9	代理交付	病気、身体の障害等やむを得ない理由により、交付申請者が出向くことが困難であると認められるとき、交付申請者の指定した代理人に対しカードを交付すること。
10	電子証明書	署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書をいう。
11	利用者証明用電子証明書	マイナンバーカードに格納されており、インターネットサイト等にログインする際に利用する（例 健康保険証利用、マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付）。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができる。
12	署名用電子証明書	マイナンバーカードに格納されており、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する（例 e-Tax等の電子申請）。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができる。
13	暗証番号	利用者証明用電子証明書の場合は4桁の数字。 署名用電子証明書の場合は6～16桁の英数字。

<作成に当たりご協力をいただいた自治体>

北海道函館市、北海道蘭越町、山形県尾花沢市、群馬県前橋市、群馬県藤岡市、群馬県上野村、千葉県千葉市、千葉県松戸市、山梨県道志村、長野県、静岡県静岡市、静岡県焼津市、鳥取県米子市、岡山県高梁市、岡山県吉備中央町、福岡県八女市（お問い合わせは、ご相談・お問い合わせ先をお願いします。）

福祉施設・支援団体の方向け
マイナンバーカード取得・管理マニュアル
【資料編】

Ver.2



マイキーくん

2023年12月

目 次

1. カードの申請時に必要な書類-----	3
必要な書類一覧-----	3
必要な書類（１） 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書-----	4
必要な書類（２） 顔写真-----	5
必要な書類（３） 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書-----	6
必要な書類（４） 本人確認書類-----	7
必要な書類（５） 通知カード-----	8
必要な書類（６） 通知カード紛失届-----	8
必要な書類（７） 住民基本台帳カード（住基カード）-----	9
必要な書類（８） 住民基本台帳カード返納（廃止）届-----	9
必要な書類（９） マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書-----	10
必要書類チェックリスト-----	11
2. カードの交付時に必要な書類-----	12
必要な書類一覧-----	12
必要な書類（１） 交付通知書-----	13
必要な書類（２） 交付申請者の本人確認書類-----	14
必要な書類（７） 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料-----	16
必要な書類（８） 代理人の代理権を証明する書類-----	17
必要な書類（９） 代理人の本人確認書類-----	18
（参考）代理交付に必要な書類例-----	19
必要書類チェックリスト-----	20
3. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項-----	21
（１） 交付申請者の写真-----	21
（２） 知的・発達障害者に対するカードの交付-----	22
（３） 視覚障害者への対応-----	22
（４） 点字による記載の取扱い-----	23
4. パンフレット等	
「施設・支援団体等による申請サポート・代理交付の流れ」-----	24
「聴覚障がい者専用お問い合わせ FAX 用紙」-----	28
「マイナンバー マイナンバーカード この2つのちがいは？」-----	33
「顔認証マイナンバーカードのご案内」-----	37

1. カードの申請時に必要な書類

カードの申請時には次の書類が必要です。

【申請時に共通して必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(1)	個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書 (詳細 P4)	マイナンバーカードの交付及び電子証明書の発行を申請する申請書	必要事項を記入ください
(2)	顔写真 (詳細 P5)	マイナンバーカードの券面用	写真 1 枚を準備ください 裏面に氏名・生年月日を記入し申請書に貼付ください 写真撮影サービスの場合は不要です
(3)	個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書 (詳細 P5)	暗証番号の設定を依頼するための申請書	用途を確認の上、暗証番号を記載ください
(4)	本人確認書類 (詳細 P7)	申請者本人であることを確認するための書類	ご準備ください
(5)	通知カード (詳細 P8)	紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするもの	申請時に返納が必要なため、お持ちの場合は持参ください。紛失した場合は(6) 通知カード紛失届を作成いただきます。

※(3)～(5)は、受付時に本人確認を行わない出張申請サポートでは不要です。

【該当者のみ必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(6)	通知カード紛失届 (詳細 P8)	通知カード紛失の経緯等を記載する書類	該当者：「(5) 通知カード」を紛失した方 必要事項を記入ください
(7)	住民基本台帳カード(住基カード) (詳細 P9)	住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記載された IC カード	該当者：住基カードをお持ちの方 返納が必要なため、持参ください。
(8)	住民基本台帳カード返納(廃止)届 (詳細 P9)	住基カードを返納する際に必要となる書類	該当者：住基カードをお持ちの方、紛失した方、交付 を受けたことがある方(廃止手続済の方を除く) 必要事項を記入ください

○ フォーマットは以下のとおりです。

【手書用】

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書

地方公共団体情報システム機構 宛 (長 宛)					
個人番号※1	顔写真貼付欄 サイズ (縦 4.5cm × 横 3.5cm) ・ 最近 6 ヶ月以内に撮影 ・ 正面、無帽、無背景のもの ・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。				
氏名※2					
住所※2					
生年月日※2				性別※2	男 ・ 女
〔旧氏又は通称〕 ※2・3					
電話番号※4			外国人住民の 区分		
点字※5	点字表記を希望する (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字) ☐		在留期間等 満了日の有無		
		在留期間等 満了日			

※1 記載された個人番号に誤りがあると、個人番号カード及び電子証明書を正しく発行できませんので、誤りのないよう十分にご確認ください。
 ※2 氏名、住所、生年月日、性別については、住民票に記載の情報が個人番号カードと電子証明書に記載されます。
 ※3 あらかじめ住民票への旧氏又は通称の記載手続を行っている方は、個人番号カードと電子証明書に旧氏又は通称が記載されます。
 ※4 申請内容に不備がある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡のつく電話番号を記入してください。
 ※5 氏名の点字表記をご希望の場合、☐を黒く塗りつぶしてください。住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報として登録されている
 ふりがな (最大 24 文字まで、濁点等は 1 文字) が点字で表記されます。

以上の内容に間違いのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名

【ご注意】を必ずご確認ください、電子証明書の発行を受けないこととする場合は、☐を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書※

☐ 利用者証明用電子証明書

【ご注意】電子証明書は、健康保険証としての利用、住民票の写しなどのコンビニ交付サービス、e-Tax 等の電子申請、マイナポータルへのログインなど多様なサービスの提供に必要となります。

※15 歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

暗証番号を設定しないこと (顔認証マイナンバーカード) を希望する方は、市区町村窓口への来庁時に申し出てください。

15 歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、以下に代理人氏名、住所、電話番号、本人との関係を記入してください。

代理人 記載欄	ふりがな	本人との 関係	
	代理人 氏名		
	代理人 住所		
		(電話番号 :)	

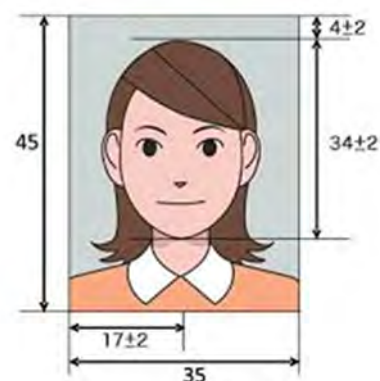
※ 申請内容に不備のある場合は電話で連絡することがありますので、日中に連絡がつく電話番号を記入してください。

事務処理記載欄

申請に必要な書類 (2) 顔写真

- 顔写真 1 枚を準備ください。
- 顔写真の規格は以下のとおりです。
 - サイズ：縦 4.5cm×横 3.5cm
 - 最近 6 ヶ月以内に撮影
 - 正面、無帽、無背景のもの
 - 白黒の写真でも可
- 裏面に氏名・生年月日を記入し、交付申請書に貼り付けてください。

＜適切な写真の規格＞



＜注意＞

- やむを得ない理由により適切な規格の写真撮影できない場合は、交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載いただくことで使用可能です（詳細 P20 参照）。

※ 顔写真が規格外（暗い、トリミングができない等）である場合や、顔写真以外の理由で不備となることがありますのでご注意ください。

申請に必要な書類 (3) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書

- 暗証番号の規定及び使用用途は以下のとおりです。

対象となる証明書等	暗証番号の規定	使用用途
署名用電子証明書	英数字 6 文字以上、16 文字以下 (英字は大文字、英字と数字を組合わせて設定)	e-Tax などインターネットで電子申告を行う際などに使用します
利用者証明用電子証明書	数字 4 文字	健康保険証としての使用のほか、マイナポータルや住民票の写し等のコンビニ交付を利用する際などに使用します
住民基本台帳用 (設定必須)	数字 4 文字	同じ番号でも可 転入手続きやカードの住所・氏名等の変更手続きの際などに使用します
券面事項入力補助用 (設定必須)	数字 4 文字	
		個人番号や基本 4 情報（住所、氏名、生年月日、性別）を確認し、テキストデータとして利用する際に使用します

- フォーマットは次のとおりです。

様式第2

個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
兼 個人番号カード送付先情報登録申請書

△△△△長 様

令和 年 月 日

個 人 番 号		生年月日 ※1		性別 ※1	男・女
氏 名					
住 所					
電 話 番 号					
送付方法	☐ 書留郵便による送付を希望 ※確実に受け取ることができる方に限り、書留郵便による送付が可能です。 ※通常は本人限定受取郵便により送付します。				
個人番号カード 送 付 先 ※2					
住所地において 個人番号カード の送付を受ける ことができない 理由（※2）					

※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

※2 太枠内は、住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載してください。

(1)又は(2)のどちらかにチェックを記入してください。

(1) 暗証番号を設定する ☐ (2) いずれの暗証番号も設定しない（顔認証マイナンバーカード） ☐

(1) を選択した方のみ以下の欄に設定する暗証番号を記入してください。

①署名用電子証明書 暗証番号																				
②利用者証明用電子証明書 暗証番号																				
③住民基本台帳用 暗証番号																				
④券面事項入力補助用 暗証番号																				

①署名用電子証明書を利用するための暗証番号

※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み。

②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号

※利用者証明用電子証明書…インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組み。

③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号

④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

【注意】

顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。

※ 事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	令和 年 月 日

(参考) 個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。

申請に必要な書類

(4) 本人確認書類

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

(1) 甲の書類2点

甲

- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(※1)
- ・旅券
- ・個人番号カード
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書

(※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

(2) 甲の書類1点+乙の書類1点

乙

- ・敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証
- ・医療受給者証
- ・各種年金証書
- ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・自立支援医療受給者証
- ・戦傷病者手帳
- ・生活保護受給者証
- ・住民名義の預金通帳
- ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・母子健康手帳
- ・子ども医療費受給者証
- ・各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
- ・船員手帳
- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・民間企業の社員証
- ・学生証
- ・学校名が記載された各種書類
- ・教習資格認定証
- ・検定合格証
- ・Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

(3) 「甲の書類1点」又は「乙の書類2点」しかない場合：次の方法により「甲の書類1点」又は「乙の書類2点」で本人確認書類とできますので、市区町村にご相談ください。

- ① 事前に市区町村から住所地あてに「申請が意思に基づくこと等の照会回答書」を送付してもらい、当該回答書を記載の上、当日提出いただく。
- ② 個人番号通知書・通知カードをお持ちの場合には、当日、市区町村職員が持参した回答書を記載の上、提出いただく。
- ③ 施設入所者の出張申請受付では、施設において交付申請者名簿を作成・市区町村に事前に送付し、当日、市区町村職員が持参した回答書を記載の上、提出いただく。

(※2) 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、病院の施設長など(注)が申請者の顔写真を証明した書類を作成いただくことも可能です。フォーマットは以下のとおりです。

(①が作成する場合)

個人番号カード顔写真証明書				別紙様式第1-1
△△△△長 様				令和 年 月 日
(申請者本人)				申請者本人の 顔写真貼付欄
氏名				
住所				
生年月日	性別	男・女		
電話番号				
私は、上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。				
(施設長記載)				
施設名				
施設の住所				
氏名				
電話番号				

(②が作成する場合)

(介護支援専門員記載)	
氏名	
(指定居宅介護支援事業者の長記載)	
事業者名	
事業者の住所	
氏名	
電話番号	

(③が作成する場合)

(法定代理人記載)	
氏名	
本人との関係	
電話番号	

(④が作成する場合)

(公的な支援機関の職員記載)	
氏名	
(公的な支援機関の長記載)	
支援機関名	
支援機関の住所	
氏名	
電話番号	

(注) 個人番号カード顔写真証明書を作成できる者

- ① 病院長又は施設長
(交付申請者が長期入院している者や介護施設等に入所している者である場合)
- ② ケアマネージャー及び施設長
(交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合)
- ③ 法定代理人(交付申請者が15歳未満の未成年者又は成年被後見人である場合)
- ④ 公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長
(交付申請者が社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合)

申請に必要な書類 (5) 通知カード

○通知カードは、右図の紙製のカードです。

○通知カードを紛失された方は「(6) 通知カード紛失届」を作成下さい。

<おもて>



申請に必要な書類 (6) 通知カード紛失届

○フォーマットは以下のとおりです。

通知カード紛失届				
△△△△長 様				
令和 年 月 日				
個人番号		生年月日 ※1		性別 ※1 男・女
氏名				
住所				
電話番号				
紛失の経緯				
遺失届を 届け出た 警察署	() 警察署 電話番号 () -			
遺失届 受理番号				
※1 個人番号がわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。				
代理人による届出の場合は、下記に記入してください。				
代理人			本人との関係	
住所				
電話番号				
※ 事務処理記載欄				
受付担当者			受付年月日	
			令和 年 月 日	
(参考) ・個人番号の記載がある場合は、生年月日と性別に加えて、住所の記載も省略することが可能です。 ・本届出書の提出と同時に個人番号カードの交付申請を行う場合は、「遺失届を届け出た警察署」及び「遺失届受理番号」の記載を省略することが可能です。				

省略可能です

申請に必要な書類

(7) 住民基本台帳カード(住基カード)

○住民基本台帳カードは、市区町村が発行する個人の住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記録されたICカードで、市区町村により券面が異なります。

○マイナンバーカードの申請にあたり、返納が必要となります。

<券面イメージ>



申請に必要な書類

(8) 住民基本台帳カード返納(廃止)届

○住基カードをお持ちの方、紛失した方、交付を受けたことがある方は、作成ください(廃止手続き済みの方を除く)。

○住基カードを紛失された方も廃止手続きが必要ですので、作成ください。

○フォーマットは以下のとおりです。

住民基本台帳カード返納届

△△△△長様

下記の理由により、住民基本台帳カードを返納します。

年 月 日

住民票コード	12345678900	生年月日 ※		性別 ※	男・女
氏名					
住所					
連絡先					
返納理由					

マイナンバーカード申請のため
等と記載してください。

※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。

○顔認証マイナンバーカードを申請の方で、市区町村職員による健康保険証利用登録のサポートを希望する方は、作成ください。

○フォーマットは以下のとおりです。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

〇〇〇市町村長殿

私は、下記に事項につき、〇〇〇市町村長に対して同意いたします。

記

- 一 〇〇〇の職員が、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのためにマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書に係る暫定的な暗証番号の設定を行うこと
- 二 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに当たり、〇〇〇の職員に前号で設定した暗証番号をマイナポータルに入力させること
- 三 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みのための手続（マイナポータル利用規約に係る同意を含む。）を〇〇〇の職員に代行させること

令和 年 月 日

（申請者/利用者の氏名） _____

※申請者の氏名欄に、申請者の署名又は記名押印を行うこと（自署が難しい場合は、代筆の上押印を行うことも可能。）。

必要書類チェックリスト (申請者・受付者兼用)

【申請時に共通して必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(1) 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書		必要事項を記入したか
			顔写真を貼付したか、写真に傷・汚れがないか
	(2) 顔写真		顔写真の規格に適合しているか
			裏面に氏名、生年月日を記入したか
	(3) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書		必要事項を記入したか
			規定に沿った暗証番号を記入したか
			暗証番号に誤りはないか
	(4) 本人確認書類		必要な書類は揃っているか
	(5) 通知カード		通知カードを回収したか

※ (3)～(5)は、受付時に本人確認を行わない出張申請サポートでは不要です。

【該当者のみ必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(6) 通知カード紛失届		必要事項を記入したか
	(7) 住民基本台帳カード (住基カード)		住基カードを回収したか
	(8) 住民基本台帳カード返納 (廃止) 届		必要事項を記入したか
	(9) マイナンバーカードの健康保険 証利用の申込みに関する同意書		必要事項を記入したか

<申請者連絡先>

(氏名)	(連絡先)
------	-------

2. カードの交付時に必要な書類

出張申請受付ではなく出張申請サポートの場合は、交付時に次の書類を持参の上、来庁ください。また、代理人が交付を受ける場合には（７）～（９）の書類も必要となります。

【交付時に共通して必要な書類】

No.	必要書類	概要	対応のお願い
(1)	交付通知書 (詳細 P12)	マイナンバーカードの交付準備ができたことをお知らせするはがき 回答書・委任状・暗証番号設定依頼書も記載	必要事項を記入ください
(2)	交付申請者の本人 確認書類 (詳細 P13)	申請者本人であることを確認するための書類	ご準備ください
(3)	通知カード (詳細 P8)	紙製のカードで、マイナンバーをお知らせするもの	交付時に返納が必要なため、お持ちの場合は持参ください。紛失した場合は（４）通知カード紛失届を作成いただきます。

【該当者のみ必要な書類】

NO.	必要書類	概要	対応のお願い
(4)	通知カード紛失届 (詳細 P8)	通知カード紛失の経緯等を記載する書類	該当者：「(3) 通知カード」を紛失した方 必要事項を記入ください
(5)	住民基本台帳カード（住基カード） (詳細 P9)	住所、氏名、生年月日、性別、住民票コード等が記載された IC カード	該当者：住基カードをお持ちの方 返納が必要なため、持参ください
(6)	住民基本台帳カード返納（廃止）届 (詳細 P9)	住基カードを返納する際に必要となる書類	該当者：住基カードをお持ちの方、紛失した方、交付を受けたことがある方（廃止手続済の方を除く） 必要事項を記入ください
(7)	マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書 (詳細 P10)	顔認証マイナンバーカードに係る健康保険証利用登録を市区町村職員がサポートする際に必要となる書類	該当者：顔認証マイナンバーカードを申請する方で、 市区町村職員に健康保険証利用のサポートを希望する方 必要事項を記入ください

【代理交付の際に追加で必要な書類】

No.	必要書類	概要	対応のお願い
(8)	交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足る資料 (詳細 P16)	交付申請者が窓口へ出頭することが困難であることを証する書類	ご準備ください
(9)	代理人の代理権を証明する書類 (詳細 P17)	委任状等の代理権を証明する書類	ご準備ください
(10)	代理人の本人確認書類 (詳細 P18)	代理人の本人確認を行うための書類	ご準備ください

○フォーマットは以下のとおりです。



マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

- ・申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。
- ・以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越してください。

A 本通知書（はがき）

B 通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

C 本人確認書類（以下のAの書類を1点。Aがない場合は、イを2点持参してください。）

ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード など

イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証 など

※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります。

- ・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類
- ②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

令和 年 月 日

長宛

マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 _____

本人の氏名 _____

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）

- ・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下の欄に記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分（グレーの部分）の上には、目隠しシールを貼ってください。

※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

(1) ①～④の暗証番号を設定する ☐ (2) いずれの暗証番号も設定しない ☐

① 署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

② 利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）

--	--	--	--

③ 住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）

--	--	--	--

④ 券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

--	--	--	--

同一でも可

- ・詳細は、マイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)をご覧ください。また、コールセンター（0120-95-0178）または市町村にお問い合わせください。

法定代理人以外の代理人が交付を受ける場合には、暗証番号に隠蔽シールを貼る等、暗証番号をみだりに他人に知られないようご注意ください

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

【本人が来庁する場合】

①甲の書類2点

甲

- ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
 - ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書(※1)
 - ・旅券
 - ・個人番号カード
 - ・住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- (※1) 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

②甲の書類1点+乙の書類1点

乙

- ・敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証
- ・医療受給者証
- ・各種年金証書
- ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書(年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。)
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・自立支援医療受給者証
- ・戦傷病者手帳
- ・生活保護受給者証
- ・住民名義の預金通帳
- ・個人番号カード顔写真証明書(※2)
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・母子健康手帳
- ・子ども医療費受給者証
- ・各種資格証(電子工事士免状、無線従事者免許証等)
- ・船員手帳
- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・民間企業の社員証
- ・学生証
- ・学校名が記載された各種書類
- ・教習資格認定証
- ・検定合格証
- ・甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

③交付通知書※+甲の書類1点

※交付通知書裏面の回答書を記入したもの

④交付通知書※+乙の書類2点

⑤交付通知書※+乙の書類1点+丙の書類1点

丙

- (A) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
 - (B) 次に掲げるいずれかの社会保険料の領収証書
 - ・健康保険の保険料
 - ・国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
 - ・後期高齢者医療制度による保険料
 - ・介護保険の保険料
 - ・労働保険料
 - ・国民年金の保険料
 - ・農業者年金の保険料
 - ・厚生年金保険の保険料
 - ・船員保険の保険料
 - ・国家公務員共済組合法の規定による掛金
 - ・地方公務員等共済組合法の規定による掛金
 - ・私立学校教職員共済法により加入者として負担する掛金
 - ・恩給法第59条(恩給納金)の規定による納金
 - (C) 公共料金の領収証書・検針票
- ※本人又同一の世帯に属する方に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるもの

(注) 有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

(※2) 顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合には、病院の施設長などが申請者の顔写真を証明した書類を作成いただくことも可能です。詳細はP7をご覧ください。

【代理人が来庁する場合】

①甲の書類（１点以上）又は乙の書類（顔写真付きのものに限る）を合計２点以上

甲

- ・身体障害者手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・療育手帳
 - ・運転免許証
 - ・運転経歴証明書（※１）
 - ・旅券
 - ・個人番号カード
 - ・住民基本台帳カード
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- （※１）交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの

乙

- ・敬老手帳
- ・健康保険又は介護保険の被保険者証
- ・医療受給者証
- ・各種年金証書
- ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・自立支援医療受給者証
- ・戦傷病者手帳
- ・生活保護受給者証
- ・住民名義の預金通帳
- ・個人番号カード顔写真証明書（※２）
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当証書
- ・母子健康手帳
- ・子ども医療費受給者証
- ・各種資格証（電子工事士免状、無線従事者免許証等）
- ・船員手帳
- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・民間企業の社員証
- ・学生証
- ・学校名が記載された各種書類
- ・教習資格認定証
- ・検定合格証
- ・甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

（注）有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

②甲の書類＋乙の書類

③乙の書類（写真付きのものに限る）＋左以外の乙の書類２点

（※２）顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、病院の施設長などが申請者の顔写真を証明した書類を作成いただくことも可能です。詳細は P7 をご覧ください。

交付に必要な書類

(8) 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料

- カードの取得に課題がある方が円滑に取得いただけるよう、令和5年3月31日付けで代理交付の見直しを行いました。
- その中で、疎明資料についても以下のとおり、一定の場合は実質不要化したり、必要な場合にも、入手が容易・費用がかからないもので可とし明示しています。

	疎明資料
施設入所者	入所証明書類、★施設長が作成する顔写真証明書
要介護・要支援認定者	★介護保険被保険者証、認定結果通知書、 ★ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
障害者	★障害者手帳、★障害福祉サービス受給者証、★自立支援医療受給者証
長期入院者	診断書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、 ★病院長が作成する顔写真証明書
75歳以上の高齢者	実質不要 ※(2) 本人確認書類で確認可能です (委任状に出頭困難である旨の記載があれば可能です)
成年被後見人	実質不要 ※(8) 代理権を証する書類で確認可能です
被保佐人、被補助人	実質不要 ※(8) 代理権を証する書類で確認可能です
社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者	左の状態にある本人について公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、★左について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が作成する顔写真証明書
中学生、小学生及び未就学児	実質不要 ※(2) 本人確認書類で確認可能です
高校生・高専生	★学生証、★在学証明書
妊婦	★母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
海外留学している者	査証のコピー、留学先の学生証のコピー

★は本人確認書類としても使用できる書類です

交付に必要な書類	(9) 代理人の代理権を証明する書類
----------	--------------------

○ 次のいずれかの書類を準備ください。

	代理人の代理権を証明する資料
法定代理人	戸籍謄本その他その資格を証明する書類（注1）
法定代理人以外の者	委任状（（1）交付通知書に記載された委任状で可能です）や保佐人及び補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等、交付申請者の指定の事実を確認する資料

（注1）交付市区町村が本籍地市区町村であり、市区町村が法定代理人であることを確認できる場合は、書類の提示を省略することができます。

（注2）交付申請者が15歳未満の者及び成年被後見人である場合には、法定代理人から委任を受けた代理人（復代理人）が代わりにマイナンバーカードの受け取りを行うことが可能です。

この場合、法定代理人であることを確認できる戸籍謄本や成年被後見人であることを確認できる書類とあわせて、法定代理人から復代理人に宛てた委任状などの復代理人の代理権を確認するに足りる書類が必要です。

また、復代理人の本人確認書類として(9)に掲げる書類を持参してください。

○ 本人確認書類は以下のとおりです。

①甲の書類2点

甲

- ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
 - ・運転免許証 ・運転経歴証明書（※1） ・旅券
 - ・個人番号カード ・住民基本台帳カード
 - ・在留カード ・特別永住者証明書 ・一時庇護許可書又は仮滞在許可書
- （※1）交付年月日が平成24年4月1日以降のもの

②甲の書類1点＋乙の書類1点

乙

- ・敬老手帳 ・健康保険又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証
- ・各種年金証書 ・年金手帳
- ・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）
- ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証
- ・戦傷病者手帳 ・生活保護受給者証 ・住民名義の預金通帳
- ・個人番号カード顔写真証明書
- ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・母子健康手帳
- ・子ども医療費受給者証 ・各種資格証（電子工事士免状、無線従事者免許証等）
- ・船員手帳 ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・民間企業の社員証 ・学生証 ・学校名が記載された各種書類
- ・教習資格認定証 ・検定合格証
- ・甲の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

（注）有効期間の定めがある書類は、有効期間内のものを準備ください。

③甲の書類1点＋以下の措置

※措置内容：暗証番号の入力、ICチップの中身の確認又は住民基本台帳の情報に基づく聴聞

（参考）代理交付に必要な書類例

代理交付に必要な書類のうち、交付申請者の本人確認書類、出頭が困難である疎明資料、代理権を証明する書類について、次のとおり書類例を示しますのでご参考ください。

詳しくは、市区町村にご相談いただければと思います。

（１）交付申請者が施設入所者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙の書類（介護保険証等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

（２）交付申請者が要介護・要支援認定者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙 介護保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

（３）交付申請者が障害者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲 障害者手帳＋乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の障害者手帳で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

（４）交付申請者が長期入院者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙の書類（医療受給者証等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

（５）交付申請者が75歳以上の高齢者である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類（運転免許証、旅券等）＋乙の書類（健康保険証、年金手帳等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要（①で確認） ※委任状に出頭困難である旨を記載
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

（６）交付申請者が成年被後見人である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類（精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等）＋乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要（③で確認）
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 登記事項証明書

（７）交付申請者が被保佐人・被補助人である場合の書類例

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 甲の書類（精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等）＋乙 健康保険証
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ 実質不要（③で確認）
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 登記事項証明書の代理行為目録

（８）社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合

- ①交付申請者の本人確認書類 ⇒ 乙 健康保険証＋乙 個人番号カード顔写真証明書＋乙の書類（預金通帳等）
- ②出頭が困難である疎明資料 ⇒ ①の個人番号カード顔写真証明書で確認
- ③代理権を証明する資料 ⇒ 委任状（交付通知書に記載）

必要書類チェックリスト (申請者・受付者兼用)

【交付時に共通して必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(1) 交付通知書		必要事項を記入したか
	(2) 本人確認書類		必要な書類は揃っているか
	(3) 通知カード		通知カードを回収したか

【該当者のみ必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(4) 通知カード紛失届		必要事項を記入したか
	(5) 住民基本台帳カード (住基カード)		住基カードを回収したか
	(6) 住民基本台帳カード返納 (廃止) 届		必要事項を記入したか

【代理交付の際に追加で必要な書類】

申請者 チェック欄	必要となる申請書類	受付者用 チェック欄	チェック項目
	(8) 交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料		必要な書類は揃っているか
	(9) 代理人の代理権を証明する書類		必要な書類は揃っているか
	(10) 代理人の本人確認書類		必要な書類は揃っているか

＜申請者連絡先＞

(氏名)	(連絡先)
------	-------

3. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項

これまで周知している内容の詳細は以下のとおりです。

(1) 交付申請者の写真

マイナンバーカードの交付申請時に添付する交付申請者の写真については無帽、正面、無背景が原則となっていますが、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方については、以下の対応をしていただくことで使用を認めています。

1 対応方法

① オンラインによる申請

マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、具体的な理由とともに交付申請者の申請書 ID を伝える。

② 郵送による申請

交付申請書の表面の氏名欄に、具体的な理由を記載して、交付申請書を送付する。

③ 窓口による申請

市区町村から機構の住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスク（0570-666-535）に、具体的な理由とともに交付申請者の申請書 ID を連絡する。

※写真が暗い、トリミングができない等の場合や、写真以外の理由で申請が不備となる場合があることにご留意ください。

2. 使用可能な写真として認められる場合の参考例（以下の場合以外でも、使用可能となる場合あり。）

① 宗教上の理由の場合

ターバン、ヒジャブ等を着用しているが、顔の器官が判断できる場合（ただし、宗教上の服装と判断できないものは除く）

② 医療上の理由の場合

医療器具※と判断できる場合

※ 車椅子、ペースメーカー、首や鼻等に装着しているチューブ、ベッドや布団（寝たきりの場合）、眼帯、ガーゼ、絆創膏 等

③ 乳幼児の場合

口を開けている、舌を出している、人の手または物体が写りこんでいるが顔の器官すべてが確認できる、よだれ・涙・食べかすが付いている場合

④ 障がいのある方の場合

事故や顔面麻痺等による顔の歪み等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障がいを理由に日常的に眼帯、サングラス、ガーゼ、絆創膏等を着用している場合

⑤ 寝たきりの方の場合

枕やシーツ等が写りこんでいる場合

※令和5年3月29日付け事務連絡「マイナンバーカードの交付申請時にやむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない方への対応について」より

(2) 知的・発達障害者に対するカードの交付

知的・発達障害のある交付申請者が、マイナンバーカードの交付のため出頭したところ、十分なサポートや説明が受けられず、暗証番号の設定ができなかったことから、マイナンバーカードの交付を受けられなかったという事態が生じているとの報告があったことから市区町村において下記の対応を行って頂くこととしています。

- 1 知的・発達障害者は、暗証番号の検討に時間を要することがあることから、暗証番号の入力の前に暗証番号を考えていただく時間を設けることや、暗証番号の設定についてイラスト等を用いた簡潔な説明用紙を作成すること、ゆっくり説明することなど丁寧に対応すること。
- 2 交付申請者が保佐開始又は補助開始の審判を受けていること（すなわち被保佐人又は被補助人であること）が確認された場合でも、被保佐人及び被補助人については民法に定める特定の行為を除き、単独で法律行為を行うことが可能であり、本人の意思確認を行った上で、直接、マイナンバーカードの交付を行うことは可能であることから、1 のとおり丁寧な対応や説明を行うこと。
- 3 丁寧に説明を行ったとしても、交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも差し支えないこと。

※令和3年6月30日付け事務連絡「知的・発達障害者に対してマイナンバーカードを交付する際の留意事項について」より

(3) 視覚障害者への対応

市区町村における視覚障害を有する者への対応については、下記に留意の上、対応を行って頂くこととしています。

- 1 視覚障害を有する方から個人番号の代読の要請があった場合には、代読を行う地方公共団体の職員その他の補助者に対して当該視覚障害を有する方が行う個人番号が記載された書類の提示及び補助者による個人番号の代読については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条に規定されている特定個人情報の提供には当たらないものと考えられることから、適切に対応すること。ただし、代読した個人番号について、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するためではなく、メモをとったり、録音をしたりすることにより収集又は保管することは、同法第20条に規定されている収集等の制限に抵触する可能性があることに留意されたい。
- 2 個人番号の記載を求めることになる各種申請等において、視覚障害を有する方が個人番号を自ら記載することができない場合には、持参している通知カードや個人番号カードに記載された個人番号を代筆するなど適切に対応すること。また、こうした対応が難しい場合には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。
- 3 個人番号等の代読や点字シールの配布等に関する要望については、積極的に障害福祉担当課と通知カード・個人番号カード担当課との間で協力の上、対応すること。

※平成28年1月15日付け事務連絡「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」より

(4) 点字による記載の取扱い

マイナンバーカードの交付申請書等には、申請者自身の申請意思及び申請内容を確認するための自署欄が設けられており、自署欄への署名又は記名押印が必要となっているところ、点字による記載のあるものについて、下記のとおり取扱うこととしています。

- 1 交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として取扱い、併せて押印があれば有効な申請として受け付けること。

マイナンバーカードの交付申請書には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（以下「カード省令」という。）（平成 26 年総務省令第 85 号）第 20 条の規定より「署名又は記名押印」が必要となる。点字は筆跡鑑定が出来ず本人性の確認ができないことから、署名とするのは困難である。一方、記名には明確な定義はないものの、申請受付者において確認できる文字であるか否かが記名として認められるかを判断するにあたり重要であるところ、マイナンバーカードの申請受付は、カード省令第 35 条に基づき、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が、全市区町村からの委任を受けて、一括して行っていることに鑑み、J-LIS の審査体制を強化することにより、点字を記名として認め、点字審査を実施することとする。

- 2 交付通知書兼回答書の自署欄に記載された点字についても記名として取扱い、併せて押印があれば有効として認めること。

交付申請書の自署欄に記載された点字を記名として認めることを踏まえ、交付通知書兼回答書の自署欄に記載された点字についても、同様に記名として認める。

一方、「交付通知書兼回答書」における「署名又は記名押印」は、市区町村の窓口における審査体制が一様ではないことから、市区町村の窓口における点字審査が困難な場合においては、口頭での意思確認、代筆による措置等により対応することとして差し支えない。

- 3 以下について留意すること。

- ・ マイナンバーカードの交付申請書の自署については、交付通知書兼回答書と同じく、介助者及び職員等の代筆の上、本人が押印したものについても、これまで通り有効なものとして認められること。
- ・ 点字自体は正しい表記であるが記載位置が自署欄外にある場合については、そのみで不備扱いとはしないこと。
- ・ 「通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について」（平成 28 年 1 月 15 日付け事務連絡）について、改めて内容を確認の上、十分に配慮し、引き続き適切に対応すること。

※平成 28 年 11 月 1 日付け総行住第 208 号「個人番号カードの交付申請書等の自署欄への点字による記載の取扱いについて」より

施設・支援団体等による申請サポートへの助成の流れ

(市区町村職員用)



<報償費を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、申請方法、住民票の所在地等）

- ・ 施設・支援団体等に対し、申請サポートの依頼を行う
- ・ 可能であれば、打合せの際に申請サポートの対象者、その住所等を確認する

(参考)

施設・支援団体等において申請サポートを実施

- ・ 施設・支援団体等に交付申請書の記入補助や、QRコード付き交付申請書を用いたオンライン申請の補助を行っていただく
- ・ 申請サポート報告書（申請サポートを行った者の一覧表）を作成いただく
- ・ J-LISに交付申請書を郵送する場合は、交付申請書の写しをとるようお願いする
- ・ オンライン申請の場合は、申請書IDを申請サポート報告書に記載するようお願いする

STEP 2

施設・支援団体等から申請サポート報告書を収受

- ・ 窓口で交付申請書を提出する場合、交付申請書とともに提出していただく
- ・ J-LISに交付申請書を郵送した場合、交付申請書の写しをともに提出していただく

STEP 3

申請状況の確認（申請サポート報告書と交付申請書の突合、J-LISの申請状況照会サービス等による）

- ・ 他の市区町村に住民票がある方の申請サポートであっても対象
- ・ 交付申請書や交付申請書の写しと申請サポート報告書を突合（オンライン申請の場合は申請サポート報告書に記載された申請書IDと突合）し、実際に申請があることを確認

STEP 4

施設・支援団体等へ報償費を支払い

- ・ 各団体の財務規則等に基づき、施設・支援団体等に支払を行う
- ・ 団体の判断で1件当たり2,000円を超えた支払を行うことも可（ただし、その場合でも補助金の対象は1件当たり2,000円を上限とする。）

STEP 5

総務省へマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請

- ・ STEP 4で1件当たり2,000円を超えた支払を行った場合であっても補助金申請額は1件当たり2,000円となる。

施設・支援団体等による申請サポートへの助成の流れ

(市区町村職員用)



<委託料を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、申請方法、住民票の所在地等）

- ・ 施設・支援団体等に対し、申請サポートの依頼を行う
- ・ 可能であれば、打合せの際に申請サポートの対象者、その住所等を確認する

STEP 2

施設・支援団体等と委託契約を締結

- ・ 施設等と協議の上、2,000円を目安に一人当たりの単価を設定

(参考)

施設・支援団体等において申請サポートを実施

- ・ 施設・支援団体等に交付申請書の記入補助や、QRコード付き交付申請書を用いたオンライン申請の補助を行っていただく
- ・ 申請サポート報告書（申請サポートを行った者の一覧表）を作成いただく
- ・ J-LISに交付申請書を郵送する場合は、交付申請書の写しをとるようお願いする
- ・ オンライン申請の場合は、申請書IDを申請サポート報告書に記載するようお願いする

STEP 3

施設・支援団体等から申請サポート報告書を収受

- ・ 窓口で交付申請書を提出する場合、交付申請書とともに提出していただく
- ・ J-LISに交付申請書を郵送した場合、交付申請書の写しとともに提出していただく

STEP 4

申請状況の確認（申請サポート報告書と交付申請書の突合、J-LISの申請状況照会サービス等による）

- ・ 他の市区町村に住民票がある方の申請サポートであっても対象
- ・ 交付申請書や交付申請書の写しと申請サポート報告書を突合（オンライン申請の場合は申請サポート報告書に記載された申請書IDと突合）し、実際に申請があることを確認

STEP 5

施設・支援団体等へ委託料を支払い

- ・ STEP 2の契約内容に基づき、施設・支援団体等に支払を行う

STEP 6

総務省へマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請

- ・ 対象経費はこれまでと変わらず委託に要した経費



施設・支援団体等による代理交付への助成の流れ

(市区町村職員用)

<報償費を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、住民票の所在地、準備物等）

- ・施設・支援団体等に対し、職員等を代理人とした代理交付の依頼を行う
- ・可能であれば、代理交付の対象者、その住所等を確認する（他の市区町村に住民票がある方は対象外となる）
- ・代理交付報告書（代理交付を行う者の一覧表）を作成いただく
- ・代理交付のために必要となる以下の書類の準備を依頼する
 - ・代理人及び交付申請者の本人確認書類
 - ・回答書、委任状、暗証番号設定依頼書
 - ・交付申請者の出頭が困難であることを疎明する資料
 - ・通知カード（お持ちの方のみ）
 - ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

STEP 2

施設・支援団体等の方が代理交付のため来庁

- ・代理交付のために必要な書類の提示を受け、代理交付報告書を收受

STEP 3

代理交付

- ・交付申請者が、STEP 2 で收受した代理交付報告書に掲載されていることを確認

STEP 4

施設・支援団体等へ報償費を支払

- ・各団体の財務規則等に基づき、施設・支援団体等に支払を行う
- ・団体の判断で1件当たり2,000円を超えた支払を行うことも可（ただし、その場合でも補助金の対象は1件当たり2,000円を上限とする）

STEP 5

総務省へマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請（補助金額は1件当たり2,000円が上限）

- ・STEP 4 で1件当たり2,000円を超えた支払を行った場合であっても、補助金申請額は1件当たり2,000円が上限となる



施設・支援団体等による代理交付への助成の流れ

(市区町村職員用)

<委託料を支払う場合>

STEP 1

施設・支援団体等との打合せ（人数、日程、住民票の所在地、準備物等）

- ・施設・支援団体等に対し、職員等を代理人とした代理交付の依頼を行う
- ・可能であれば、代理交付の対象者、その住所等を確認する（他の市区町村に住民票がある方は対象外となる）
- ・代理交付報告書（代理交付を行う者の一覧表）を作成いただく
- ・代理交付のために必要となる以下の書類の準備を依頼する
 - ・代理人及び交付申請者の本人確認書類
 - ・回答書、委任状、暗証番号設定依頼書
 - ・交付申請者の出頭が困難であることを疎明する資料
 - ・通知カード（お持ちの方のみ）
 - ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

STEP 2

施設・支援団体等と委託契約を締結

- ・施設等と協議の上、2,000円を目安に一人当たりの単価を設定

STEP 3

施設・支援団体等の方が代理交付のため来庁

- ・代理交付のために必要となる書類の提示を受け、代理交付報告書を収受

STEP 4

代理交付

- ・交付申請者が、STEP 3 で収受した代理交付報告書に掲載されていることを確認

STEP 5

施設・支援団体等へ委託料を支払い

- ・STEP 2 の契約内容に基づき、施設・支援団体等に支払を行う

STEP 6

総務省ヘマイナンバーカード交付事務費補助金の交付申請

- ・対象経費はこれまでと変わらず委託に要した経費

聴覚障がい者専用お問い合わせFAX用紙

◎必要事項を記入し、**FAX:0120-601-785** まで送信してください。

返信先のFAX番号を記入してください

ご連絡先FAX番号	
-----------	--

下記の1、2のうち、お問合せ内容に応じて、どちらかに○をつけて下さい

1. マイナンバー制度、通知カード、マイナンバーカードに関するご質問

2. マイナンバーカードの一時停止処理のご依頼

注：お問い合わせが 1 の場合、2 以降の項目と個人情報の記入は不要です

1. マイナンバー制度、カードに関するご質問を記入して下さい

2. マイナンバーカード 一時停止処理のお問い合わせ専用

マイナンバーカードの一時停止処理をご希望の方は以下項目を漏れ無く記載してください。

記載の抜け・漏れがある場合、一時停止処理が行えません。

また、各項目はマイナンバーカードに記載のものと一致する内容を記入してください。

氏名						
FAX送信者	本人 ・ 家族（氏名： ） その他（氏名： ）					
住所						
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月	日	性別	男 ・ 女
一時停止 処理理由						

◎FAXでのお問い合わせは聴覚障がい者の方のみ利用可能です。

◎個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

マイナンバー



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



この2つのちがいは？

マイナンバーカード



公的個人認証サービス
PRキャラクター
マイキーくん

デジタル庁



総務省

マイナンバー & マイナンバーカードの違いって？



マイナンバー

マイナンバーカード



一言で言うと？

12ケタの
番号そのもの



引越・転職・結婚でも変わらないよ



マイナンバーが記載された
ICチップ付きのカード

氏名、住所、性別、生年月日、顔写真も載ってるよ

誰が持っているの？

日本に住民票がある人

全員



日本に住民票がある外国人の方も持っているよ

日本に住民票がある人のうち、

交付申請をした人



お住まいの市区町村で無料で交付しているよ

何に使うの？

行政手続の
早く正確な事務処理に

マイナンバーを使うメリット

- ・みなさんの行政手続がラクに!!
- ・行政の事務処理がスムーズに!!
- ・必要な人に必要な支援がいきわたる!!

- 利用範囲は「**社会保障・税・災害対策**」に限定

① **マイナンバーの証明**に

② **本人であることの証明**に



本人確認書類として使えるよ

POINT



行政手続に使うから 役所、勤務先、金融機関などでマイナンバーを提示するんだね

そのときは「正しいマイナンバー」を「本人」が提示しているかを確認するよ!



だからマイナンバーカードなのさ!
この2つの証明が1枚でできるよ!

これがマイナンバーカードだ!!

《おもて面》

《実寸サイズ》



《うら面》

《実寸サイズ》



① おもて面は、**対面での本人確認書類**に!

② マイナンバーの提示
おもて面とセットで

③ ICチップの「電子証明書」は
“**デジタルの本人確認書類**”



いろんなところで使えるよ!

- レンタルショップ
- イベント会場 等



ICチップに記録された
「電子証明書」でオンラインでも
安全・確実に本人確認を行えるよ

くらしを便利に! マイナンバーカード!!

各種証明書を
コンビニで取れる!



※市区町村によってサービス
内容が異なります。

※毎日 6:30~23:00 までと
なります。

ポイントで買い物ができる!

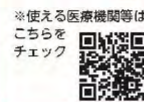
2022年1月から実施!

新規取得等で5,000円相当
のポイントがもらえる!

健康保険証利用申込みと
公金受取口座登録で
それぞれ7,500円相当の
ポイントももらえるよ!



健康保険証としても
使えるように
なったよ!



スマホ・パソコン
でラクラク

- ・子育てをはじめとする行政手続
ができる。
- ・特定健診情報や、薬剤情報、
医療費通知情報が確認できる。
- ・マイナポータルから
公金受取口座の登録ができる



民間の
オンラインサービス
でも使える!

ICチップの電子証明書
で本人確認ができる!
書類郵送などの手間
がかかりません!



社員証としての
利用も!

民間企業の
社員証としての活用も
広がっています。



e-Taxも、もっと便利に!

PCと
ICカードリーダライタが
なくても、
いつでもどこでも、
スマートフォンで
所得税申告ができます。



スマホで、
マイナポータルでの
電子申請が
もっと便利に!



マイナンバーカードを読み取る
スマートフォンの機種が
今後ますます増えます。

マイナンバーカード読み取りに対応
しているスマートフォンの機種確認は
こちらから



マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

マイナンバーカードが



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン!



ここをクリック!

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。



(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。

健康保険証として利用できます!



どんないいことが?

7つのメリット

POINT!

1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。

※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになりました。



POINT!

2 自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分(直近5回分)の情報が閲覧できるようになりました。



POINT!

3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。



POINT!

4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT!

5 医療保険の資格確認がスムーズに!

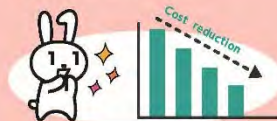
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT!

7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。





よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、拡大しています。



ステッカー



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



ポスター



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイ ナン バ ー

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
一時利用停止については
**24時間365日
受付!**

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27



マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

顔認証マイナンバーカード

(暗証番号の設定が不要なカード) のご案内

顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

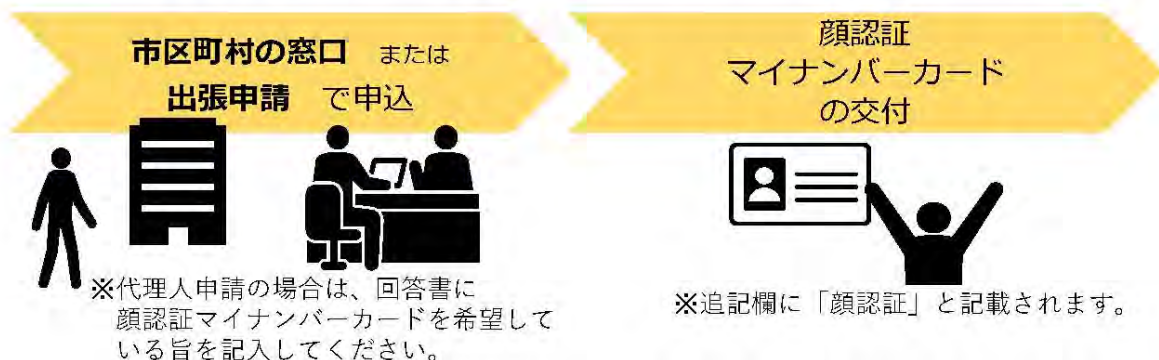
○申請できる方

希望される方(代理による手続も可能)

マイナンバーカードをこれから申請する方も、既にマイナンバーカードを持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。

○取得の方法

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時又は出張申請時に併せて手続きができます。マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。



○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス



利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用 (※)
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、令和6年10月以降に対処予定

ポイント
顔写真入りのため
悪用は困難



利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導
- ・その他のオンライン手続などの暗証番号の入力が必要なサービス

ポイント
暗証番号管理の
不安が無くなる

顔認証マイナンバーカードを新たに取得/ 顔認証マイナンバーカードへの設定切替えをする方へ



健康保険証利用の申込みをしていただくとマイナンバーカード1枚で
医療機関・薬局への受診等が可能になります。

顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や
通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には
市町村で健康保険証利用の申込みを行ってください。

- ※ ご本人が健康保険証利用の申込みを希望し、市町村職員による利用登録手続きに同意いただける場合。
- ※ 詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。
- ※ すでに通常のマイナンバーカードで健康保険証利用の申込みがお済みの場合は市町村での手続きは不要です。

以下の方法でも健康保険証利用の申込みが可能です。

① スマートフォンで申込みする場合 ※設定切替え前の通常のマイナンバーカードのみ

i. スマートフォンに右記2次元コードから「マイナポータルアプリ」をダウンロード



ii. 「マイナポータルアプリ」を起動

iii. 健康保険証利用申込をタップし、マイナンバーカードを読み込む（申込完了！）

② セブン銀行のATMで申込みする場合 ※設定切替え前の通常のマイナンバーカードのみ

全国のセブン銀行のATMでも申込が可能です。お近くのセブン銀行ATMでお手続きください。

③ 医療機関等の顔認証付きカードリーダーで申込みする場合

i. 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

ii. マイナンバーカードを保険証として登録するボタンを選択

iii. 申込完了！



顔認証マイナンバーカードに設定切替え後は、上記の申込み方法のうち

①スマートフォン、②セブン銀行のATMからのお申込みができなくなりますのでご注意ください。

設定切替え前に健康保険証利用の申込みをおすすめしております。

顔認証マイナンバーカードの医療機関・薬局での使い方

来院

✓ 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く



本人確認

✓ 本人確認の方法で「顔認証」を選ぶ
顔認証マイナンバーカードでは暗証番号は使えません。

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

【顔認証】



同意確認

✓ 各種同意事項の確認・選択

同意確認を行う事項

- 手術情報
- 特定健診情報
- 診療・薬剤情報

受付完了！

✓ マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーから取り出し、受付完了



高額療養費制度を利用する方のみ

✓ 提供する情報（限度額情報）を選択

※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。また、オンライン診療・オンライン服薬指導については顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
音声ガイダンスに従って「4-2」の順にお選びください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

福祉施設・支援団体の方向け
マイナンバーカード取得・管理マニュアル
Ver.2



マイナちゃん

2023 年 1 2 月

目 次

はじめに-----	3
第1 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットについて-----	4
第2 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等について-----	5
1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続-----	5
2. マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法-----	6
＜参考＞資格確認書（令和6年秋の健康保険証廃止後）-----	8
第3 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード（顔認証マイナンバーカード）の 交付について-----	10
1. 顔認証マイナンバーカードとは-----	10
2. 顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス-----	10
3. 顔認証マイナンバーカードの申請-----	11
4. 健康保険証としての利用について-----	12
第4 マイナンバーカードの取得方法について-----	14
第5 市区町村職員による出張申請受付について-----	15
1. 施設等における出張申請受付-----	15
2. 個人宅等に対する出張申請受付-----	21
第6 その他のサポートについて-----	24
1. 申請時のサポート-----	24
2. 交付時のサポート-----	25
第7 カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項-----	27
第8 マイナンバーカードの管理等について-----	28

はじめに

平素よりマイナンバーカードの普及促進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラです。

累計の交付枚数は、令和5年11月30日時点で約9,709万枚、人口に対する割合は約77.4%となっており、また、有効期限切れ等を除いた現に保有されているカードの枚数は、同日時点で約9,136万枚、人口に対する割合は約72.8%となっています。

また、利活用シーンも拡大してきており、写真付きの公的な身分証明書として幅広く利用可能であるほか、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得や、税の確定申告等の公的オンラインサービスなどでも利用可能となっています。

このうち、健康保険証としてのマイナンバーカードの利用については、令和3年10月から、オンライン資格確認の運用が開始されました。

健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、このようなメリットを国民・医療関係者に実感していただく中で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に保険証を廃止する予定となっています。

政府としては、国民の皆様にごこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでおり、この度、福祉施設・支援団体の方向けのマイナンバーカード取得・管理マニュアルを作成しました。

施設や支援団体等において、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方を後押しいただける手引書となれば幸いです。

2023年12月12日

デジタル庁国民向けサービスグループ

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

第1 マイナンバーカードの健康保険証利用のメリットについて

マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することで、従来の健康保険証にはない、以下のような様々なメリットを受けられます。このようなメリットは、マイナンバーカードでなければ享受できないものです。高齢者や障害のある方等の方々にも、マイナンバーカードを取得し、健康保険証として利用いただきたいと考えています。（資料編P30もご参照ください。）

①患者ご本人の受診・薬剤情報等に基づいたより適切で質の高い医療を低い窓口負担で受けることができます。

- 患者ご本人の同意に基づき、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を、医療機関・薬局と共有し、重複投与・併用禁忌を防止しつつ、より正確で客観的なデータに基づいた適切で質の高い医療を受けることができます。
- 患者ご本人にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師・薬剤師に説明する手間や時間を省くことができます。多くの種類の薬を服用している方や、かかりつけ医以外の医療機関・薬局を受診等する必要が生じた方、災害時などには特に便利であると考えられます。
- ご家族や施設職員にとっても、患者の方の薬剤服用歴や医療機関・薬局等の受診歴等を医師等に正確に伝えることができます。過去の処方・調剤履歴を参照して、飲み合わせや薬の分量を調整してもらうこともできます。

（具体的な事例）

- 眼科において、特定健診の結果などから患者の糖尿病を推測し、合併症である網膜症（自覚症状なく進行し、失明の原因になり得る）に気付けた。
- 高齢の患者が「口がかわく」と訴えるケースにおいて、生理現象なのか、薬剤の副作用なのかの判断をする上で、薬剤情報の履歴を活用。
- かかりつけ医であるため、他施設でどのような診療行為や薬剤を利用しているかを確認。診療科（医科、歯科等）を踏まえて、処置名や処方の意図を確認している。

②手続なしで高額療養費の自己負担分を超える支払が不要になります。

限度額適用認定証の申請・交付手続をしなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が確実に免除されます。

※ 上記の健康保険証利用以外にも、マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として様々な場面で利用できる等のメリットがあり、今後、医療・介護・福祉分野におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤となるツールとなることが想定されるなど、さらに多くの場面で利活用が進んでいくことが期待されています。

第2. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続等について

マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する場合、ご本人の同意に基づき、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づいたより適切な医療が受けられます。

1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続

(1) 概要

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です(生涯 1 回のみ)。健康保険証利用の申込みは、医療機関や薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーで簡単に行うことができます。

このほか、マイナンバーカードとカードリーダー機能を備えたデバイス(スマートフォン、PC+IC カードリーダー)を用いて行う方法や、セブン銀行の ATM でも健康保険証利用の申込みが可能です。

※ 顔認証マイナンバーカード(第3でご紹介)を新たに取得する場合や健康保険証利用の申込みを行っていない方が通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には、カード交付・設定切替え前に市町村で健康保険証利用申込みの申請を行ってください(すでに通常のマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータル、セブン銀行 ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも健康保険証利用の申込みが事前に可能です。)。詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。市町村での利用の申込みを希望されない場合や代理人がマイナンバーカードの交付を受ける場合は、交付・設定切替え後にも医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して、顔認証又は目視確認により、健康保険証利用の申込みを行うことができます。

(2) 医療機関・薬局の窓口を設置する顔認証付きカードリーダーから健康保険証利用の申込みを行う方法

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の 受付でもOK!!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！
※顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関・薬局に限ります。

目印はオレンジのステッカー
このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局であれば、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。

当日その場でいいのね♪

★利用開始の申込みはカンタン3ステップ★

STEP1



顔認証カードリーダーには複数の種類があります

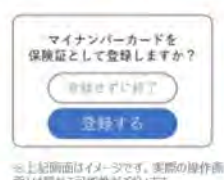
受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける

STEP2



顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く

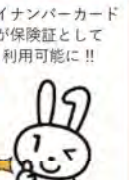
STEP3



マイナンバーカードを保険証として登録しますか？
登録せずに終了
登録する
※上記画面はイメージです。実際の操作画面とは異なる可能性があります。

マイナンバーカードを保険証として「登録する」ボタンを選択

登録完了!!



マイナンバーカードが保険証として利用可能に!!

※申込み完了までに少々お時間をいただく場合がございます。

デジタル庁

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の申込みのお問合せ先

マイナポータル
マイナポータル
マイナポータル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

2. マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法

(1) 概要

マイナンバーカードをお持ちの方ご本人が医療機関・薬局を受診等する場合には、顔認証付きカードリーダーで顔認証や暗証番号の入力を行うことによりオンライン資格確認ができます。

※ 顔認証や暗証番号の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認ができますが、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについて御承知おきください。

また、障害がある等によりご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

〔 なお、ご本人がおらず、代理の方が薬局に薬剤を受け取りに行く場合には、マイナンバーカードがなくても処方箋又は後述する資格確認書により資格確認が可能です。 〕

(2) マイナンバーカードを利用して資格確認を行う方法

マイナンバーカードを利用して資格確認を行う場合、まずマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにおいていただき、①顔認証または暗証番号を選択し、②本人認証を行っていただき、③同意選択（過去の診療などの情報を利用するか選択）してください。その後、忘れずに、顔認証付きカードリーダーからマイナンバーカードを取り出してください。患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が画面操作等を行うことによりご本人のカードリーダーの操作や同意選択等を手助けすることは、差し支えありません。

①顔認証/暗証番号選択	②本人認証	③同意選択
	顔認証の場合 暗証番号入力の場合 顔を枠内に入れてください。 暗証番号を入力してください。	過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない 過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない (40歳以上対象) 過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する 同意しない・40歳未満の方

※ P10 でお示しする「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード（顔認証マイナンバーカード）」については、顔認証による本人確認を選択していただくこととなります。

※ 訪問診療等については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局等において順次運用を開始します。令和6年10月からは、暗証番号に加え、医療機関・薬局

等の職員による目視での本人認証も可能となり、顔認証マイナンバーカードでも受診等ができるようになる予定です。

オンライン診療・オンライン服薬指導については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局において順次運用を開始します。暗証番号の入力が必要となるため、顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

＜参考＞資格確認書（令和6年秋の健康保険証廃止後）

令和6年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、令和6年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間※使用することができます。

※ 健康保険証の有効期限が令和7年秋より前に切れる場合はその有効期限まで

健康保険証廃止後、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない方は、原則、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。

ただし、当分の間、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有していない方その他保険者が必要と認めた方については、ご本人の申請によらず保険者が交付する運用とするため、申請は不要です。また、「その他保険者が必要と認めた方」については、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有しているが、マイナンバーカードでの受診等が困難なため申請により資格確認書が交付された高齢者、障害者等について、更新時にご本人の申請によらず交付することなどを想定しており、こうした方々は更新時の申請手続きは不要です。

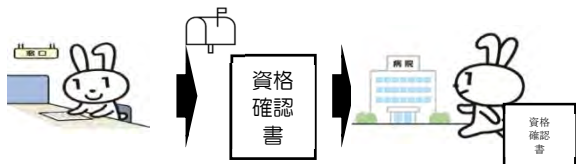
健康保険証利用登録された マイナンバーカードをお持ちの方

- マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等いただけます。



そのうち、マイナンバーカードでの 受診等が困難な高齢者、障害者等の方

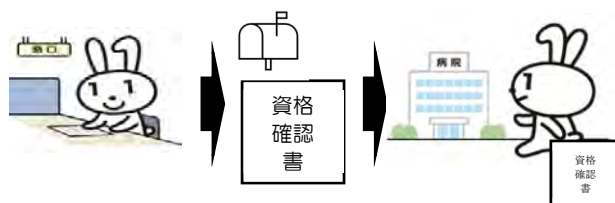
- 保険者に申請いただければ、資格確認書が交付され、その資格確認書で医療機関・薬局を受診等いただけます。



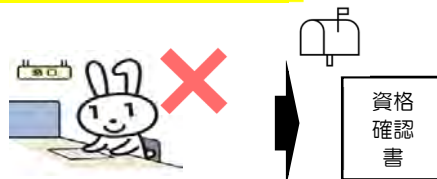
- 資格確認書は定期的に更新手続きが必要ですが、令和6年秋の健康保険証廃止後、当分の間は、更新手続きをしなくても、新しい資格確認書が保険者から送られてきます。

健康保険証利用登録された マイナンバーカードをお持ちでない方

- 保険者に資格確認書を申請いただき、その資格確認書で医療機関・薬局等を受診等いただけます。



- 令和6年秋の健康保険証廃止後、当分の間は、申請をしなくても、資格確認書が保険者から送られてきます。



なお、資格確認書を申請する場合は、施設等の職員から施設利用者に、資格確認書の申請希望等をあらかじめ聞いた上で、施設等で保険者に代理申請いただくことも可能とすることを予定しています。

この「資格確認書」を医療機関・薬局の窓口で提示し資格確認を行うことで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。ただし、資格確認書で受診等する場合には、ご本人に過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をオンライン資格確認の仕組みを通じて活用することはできません。資格確認書の運用等の詳細については、追ってお知らせします。

第3. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード（顔認証マイナンバーカード）の交付について

1. 顔認証マイナンバーカードとは

利用者証明用電子証明書の利用に係る本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定する設定を行い、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方等が安心してマイナンバーカードを取得し、利用でき、代理交付を受ける方の負担軽減にもつながるよう新たに導入されました。

このカードでは、暗証番号の利用ができないため、健康保険証としての利用時等に暗証番号での認証ができないことがわかるよう、カード表面右下の追記欄に「顔認証」と記載されます。



2. 顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

機器による顔認証又は目視による顔確認により本人確認を行い健康保険証としての利用等ができますが、また、暗証番号の入力が必要なサービスは利用できません。また、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する署名用電子証明書は搭載できません。



利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用※
- ・券面の顔写真や記載事項（氏名、住所、生年月日、性別等）を用いた本人確認書類としての利用



ポイント

顔写真入りのため
悪用は困難



利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用などの暗証番号の入力が必要なサービス



ポイント

暗証番号の管理の
不安が無くなる

※ 本人確認の方法は機器による顔認証又は目視による顔確認に限定されます。また、訪問診療等では令和6年10月以降に利用可能となる予定です。

(参考) マイナンバーカード、顔認証マイナンバーカード、資格確認書の用途

	マイナンバーカード	顔認証マイナンバーカード	資格確認書
医療機関・薬局の外来受診等	○	○	○
医療機関・薬局への過去の薬剤情報の提供等	○	○	×
マイナポータル・コンビニ交付	○	×	×

3. 顔認証マイナンバーカードの申請

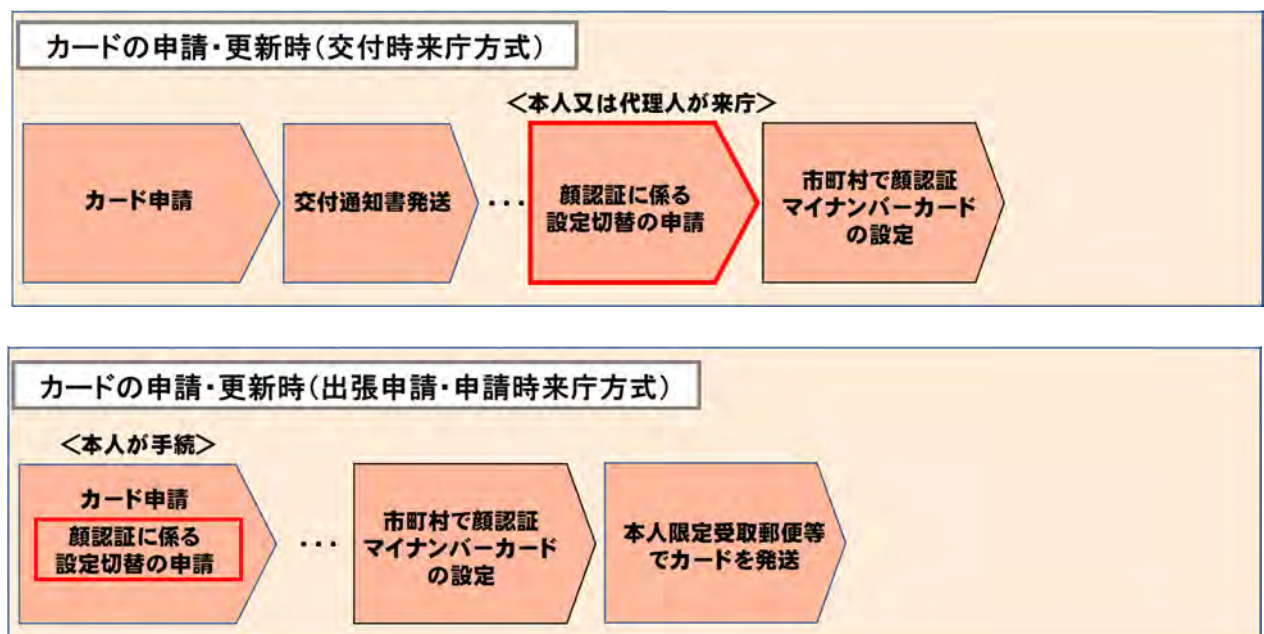
(1) 対象となる方

顔認証マイナンバーカードの申請を希望する方

(2) 申請の流れ

① マイナンバーカードをこれから取得する方

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時又は出張申請時に顔認証マイナンバーカードの申請を行います。



② マイナンバーカードを既にお持ちの方

ご本人が来庁して手続を行う場合

お住まいの市区町村窓口へご本人が来庁いただければその場で手続が可能です。電子証明書の更新を行うタイミングでの設定の切り替えも可能です。

代理人が来庁して手続を行う場合

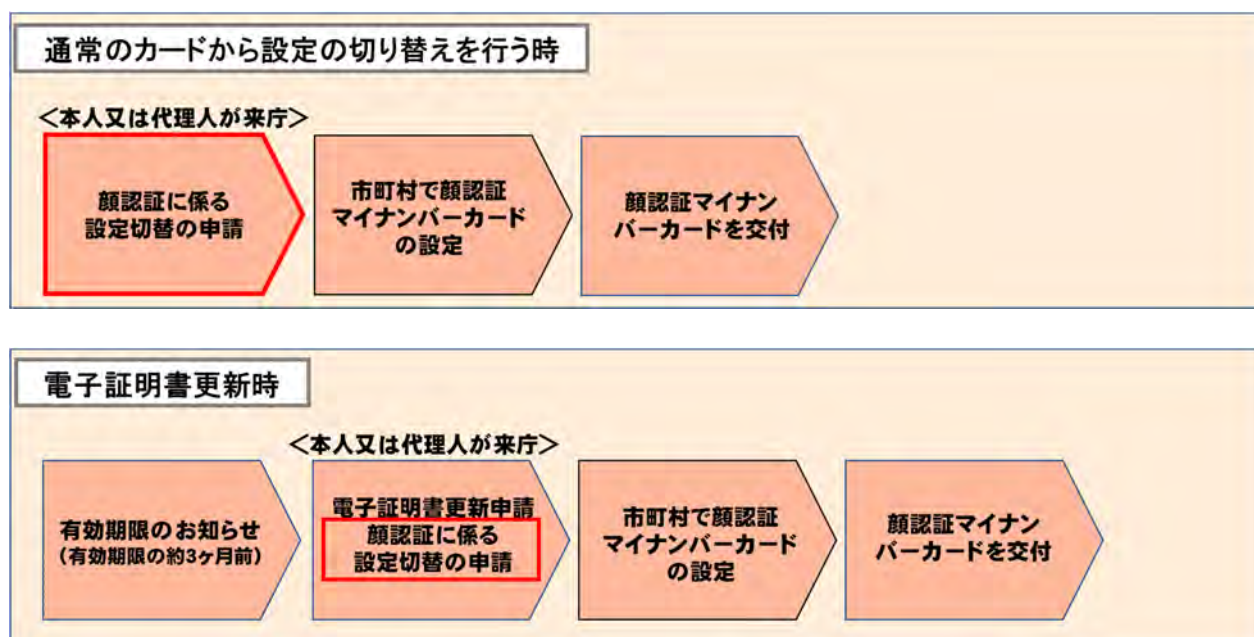
代理人が来庁して手続を行うことも可能です。代理人が手続を行う場合の注意点は以下のとおりです。

- ・電子証明書の発行・更新と併せて設定切替の手続を行う場合

申請が確かに当該市区町村に住民登録されている本人の意思に基づくものであることを確認するため、住所地市区町村から申請者に対して申請の意思を照会した文書への回答書が必要となるため、即日での手続はできません。

・利用者証明用電子証明書を発行済みで、設定の切替手続のみ行う場合

代理人は、本人が署名又は記名押印した委任状を提出する必要があります。委任状の様式については、住所地市町村へお問い合わせください。委任状の提出があれば、その場で手続が可能です。



4. 健康保険証としての利用について

○健康保険証として利用するための手続

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、健康保険証利用の申込みが必要です（生涯1回のみ）。

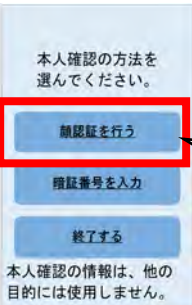
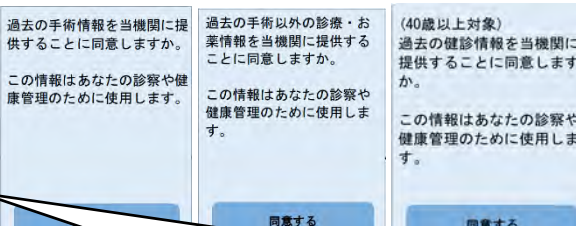
顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や健康保険証利用の申込みを行っていない方が通常マイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には、カード交付・設定切替え前に市町村で健康保険証利用申込みの申請を行ってください（すでに通常マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも健康保険証利用の申込みが事前に可能です）。詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。市町村での利用の申込みを希望されない場合や代理人がマイナンバーカードの交付を受ける場合は、交付・設定切替え後にも医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して、機器による顔認証又は目視による顔確認により、健康保険証利用の申込みを行うことができます。

○医療機関・薬局での利用

顔認証マイナンバーカードは、カードに記録されている顔写真を用いて顔認証による確実な本人確認を行った上で、医療機関・薬局を受診等することができます。

※ 顔認証が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認ができます。その際、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについて御承知おきください。

顔認証マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等する方法

①本人確認方法選択画面で「顔認証」を選択	②本人認証	③同意選択
 本人確認の方法を選んでください。 顔認証を行う 暗証番号を入力 終了する 本人確認の情報は、他の目的には使用しません。	 顔を枠内に入れてください。	 過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 (40歳以上対象) 過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。 同意する

※ 機器による顔認証が難しい場合には、医療機関・薬局の職員による目視の本人確認となりますが、その際、医療機関・薬局において、確認方法の切り替えの操作に一定の時間がかかることについて御承知おきください。

※ 訪問診療等については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局等において順次運用を開始します。令和6年10月からは、暗証番号に加え、医療機関・薬局等の職員による目視での本人認証も可能となり、顔認証マイナンバーカードでも受診等ができるようになる予定です。

オンライン診療・オンライン服薬指導については、令和6年4月から、暗証番号での本人認証により、健康保険証利用登録されたマイナンバーカードによる受診等ができるよう準備を進めており、準備ができた医療機関・薬局において順次運用を開始します。暗証番号の入力が必要となるため、顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

第4. マイナンバーカードの取得方法について

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールです。

そのため、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村職員による対面での本人確認を経て、交付を受けていただくことを原則としています。



その上で、高齢者や障害のある方などマイナンバーカードの取得に支援が必要な方については、市区町村職員が施設や個人宅等に出向き、一括して申請を受け付けることにより、本人限定受取郵便等で役所に出向かずにマイナンバーカードの交付が受けられます。



その他にも、申請時には、市区町村からの委託事業者等が、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等を行う申請サポートがあります。また、交付時には、来庁が困難と認められる一定の場合には、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。

これらのサポートは、施設等の職員や各種制度の支援者の方に行っていただくことも可能ですので、ご検討ください。

まずは、お近くの市区町村に問い合わせいただき、こういった方法が良いかご相談ください。

第5. 市区町村職員による出張申請受付について

1. 施設等における出張申請受付

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付では、市区町村職員が施設等に出向き、一括して申請受付を行います。
- ✓ 受付時に本人確認を実施するため、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードが郵送され、申請者は役所に出向くことなくカードの受取りが可能です。
- ✓ 取得したカードを更新する際も、出張申請受付で申請が可能です。
- ✓ 顔認証マイナンバーカードを希望する方は、申請時に提出する暗証番号設定依頼書において、「いずれの暗証番号も設定しない」を選択いただくことになります。

(2) 手続の流れ

スケジュールは施設等の規模や実施人数により異なりますが、例えば以下のとおりです。
市区町村によって出張申請受付の実施状況は異なりますので、詳しくはお近くの市区町村にお問合せください。

(約30日前) ✓ 市区町村から施設等へ出張申請受付実施の案内



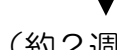
(約20日前) ✓ 施設等担当者と市区町村の打合せ
✓ 申請書等必要な準備書類を施設等へ事前送付
✓ 当日までに必要な準備



(当日) ✓ 受付会場設営、出張申請受付



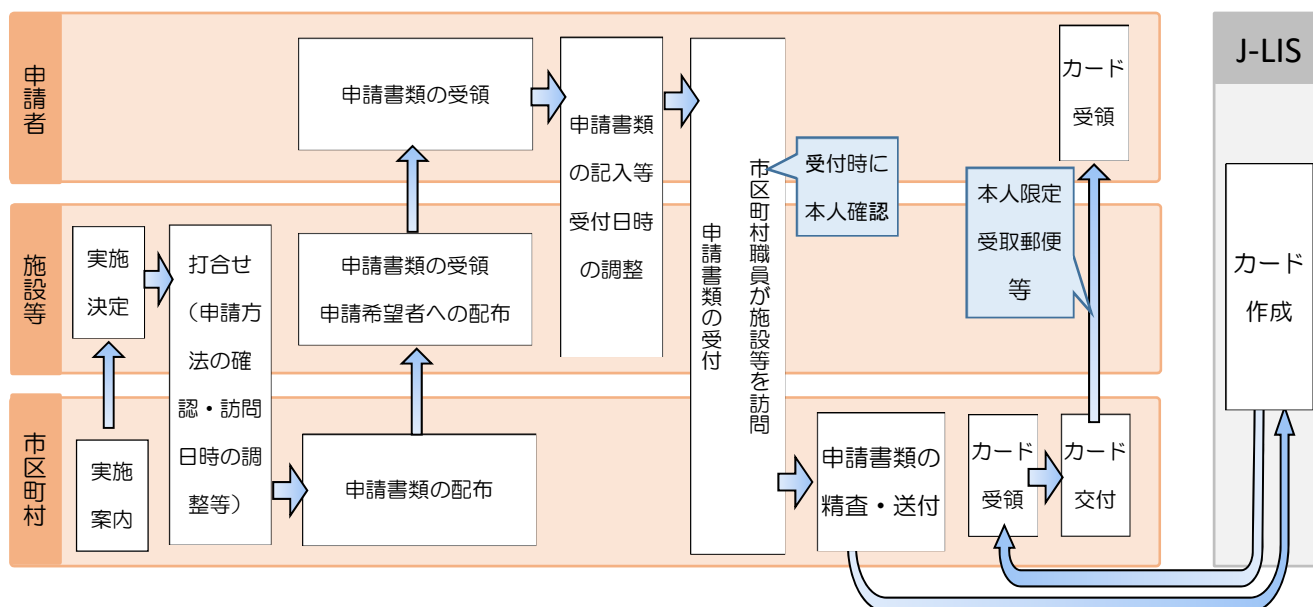
(数日後) ✓ 市区町村から J-LIS (※) へ申請書類を送付
✓ 住所地市区町村へ必要書類送付 (受付地≠住所地市区町村の場合)
(※) 地方公共団体情報システム機構 (マイナンバーカードの発行等の業務を行っています)



(約2週間後) ✓ J-LIS から住所地市区町村へカード送付
✓ 住所地市区町村において交付前の設定を行い、
カードを申請者あてに本人限定受取郵便又は簡易書留郵便等で送付
※顔認証マイナンバーカード申請者が健康保険証利用登録を希望した場合には、交付前に市町村で利用登録を実施

(注) 出張申請受付を行う市区町村以外の住民の方がおられる場合は、その方も含めて出張申請受付をすることが可能か、市区町村にご相談ください。

<参考：全体フロー図>



(3) 出張申請受付の案内（概ね30日前）

案内は、市区町村から施設等に出張申請受付の案内を直接行っている場合や、HP や広報誌で出張申請を随時受け付ける旨を周知している場合があります。

(4) 施設等担当者と市区町村の打合せ（概ね20日前）

市区町村と施設等が出張申請受付の実決が決定した後は、事前打合せを行います。打合せの回数や内容は状況により異なりますが、打合せの際に押さえておくべき内容は、概ね以下のとおりです。

<打合せ内容（例）>

- ✓ 実施日、想定される人数
- ✓ 市区町村外の在住者がいるか否か
- ✓ 市区町村職員と施設等の職員の役割分担
- ✓ 施設等への依頼事項の説明、確認
- ✓ 入所者のご家族への説明
- ✓ 申請当日のタイムスケジュール

<市区町村から施設等に依頼が考えられる事項（例）>

- ✓ 施設等内での周知
- ✓ 本人確認書類等の準備
- ✓ 申請者名簿の作成・提出

<当日必要な書類例（※詳細は「資料編」を参照）>

- ・ 交付申請書（個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書）
- ・ 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
- ・ 券面用顔写真 ※当日に写真撮影サービス実施の場合は不要
- ・ 本人確認書類
- ・ 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- ・ 住民基本台帳カード（住基カード）※お持ちの方のみ
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

※顔認証マイナンバーカード申請者のみ

<市区町村で作成している広報チラシ（例）>

マイナンバーカード
高梁市、吉備中央町合同出張申請のお知らせ

高梁市市民課、吉備中央町市民課の職員が、マイナンバーカード出張申請窓口を開設します。マイナンバーカード申請のほかに、作成に際する相談も受け付けております。お気軽にお立ち寄りください。

会場: 高梁中央病院
R5.1/27(金) 8:30~正午まで

申請には本人がお越しください

◇マイナンバーカード申請に必要なもの

- ・本人確認書類
『運転免許証など顔写真付きの公印』または『保険証、年金手帳 など』公印
※お札や企業カードは利用できません。
- ・通知カード
令和5年1月31日以前に届達等が完了したマイナンバーが付された方を除く。
- ・交付申請書
届から送付されている申請書とお持ちの方は持参してください。
- ・写真
※顔写真の撮影も可能です。デジタルカメラで撮影をお願いします。

※代金でマイナンバーカードの申請をご依頼の方は事前に電話でご相談ください。
※マイナンバーカード申請料金は1,000円です。

お問い合わせ先 **0866-21-0253**
高梁市役所市民課

(5) 当日までに必要な準備

施設等担当者と市区町村の打合せを踏まえ、当日までに必要な準備をします。

なお、申請者が把握できている場合は、申請者名簿を作成し、市区町村に事前に提出いただけると、**各市区町村において、氏名、住所、生年月日等を記載した交付申請書を準備することができるなど、**当日のスムーズな運営につながります。

また、当日必要な物品は、基本的には市区町村側で準備・持参しますが、机・椅子など施設等からお借りすることもありますので、打合せでご確認ください。

項番	物品	用途	備考
1	必要書類一式	申請書作成	詳細は資料編参照
2	申請書記載例	申請書作成	
3	記載台（机）・椅子	申請書作成	
4	記載用ペン	申請書作成	
5	はさみ・糊等の文具	申請書作成	
6	モバイルプリンター	本人確認書類コピー	（注1の場合は不要）
7	案内看板	レイアウト	
8	広報用チラシ	申請者呼び込み	
9	番号札	申請者案内	
10	延長コード	プリンター等	電源の借用が必要
11	デジタルカメラ	写真撮影	
12	モバイルプリンター	写真撮影	
13	パーティション	写真撮影	写真撮影スペースとして使用
14	フォトカッター	写真撮影	写真の切抜に便利
15	スタンド型照明	写真撮影	撮影場所が暗い場合に必要
16	背景用スクリーン	写真撮影	単色の画用紙でも代用可
17	手鏡	写真撮影	

（参考）市区町村職員の当日必要な物品（例）

※11～17は写真撮影サービスを行う場合のみ

（注1）受付地≠住所地市区町村の場合には本人確認書類のコピーが必要ですが、会場でコピーを取るほか、タブレット等で撮影した写真データを住所地市区町村に送ることもできます。その場合には、本人確認書類コピー用のモバイルプリンターは不要になります。

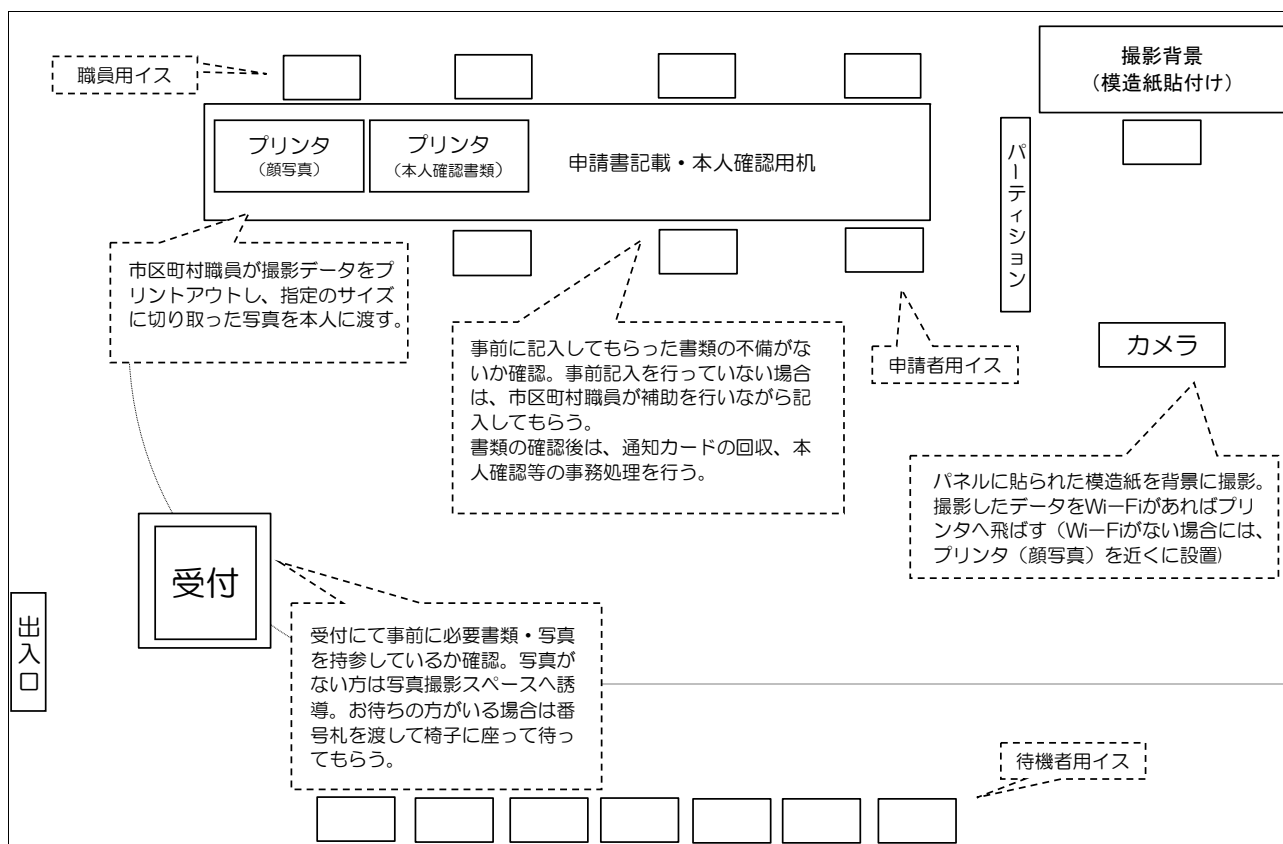
（注2）交付申請書は、紙により提出する方法や、スマートフォン・タブレット等によりオンライン申請を行っていただく方法があります。オンライン申請の場合には、申請書作成用のペン、はさみ・糊等の文具や写真撮影用のデジタルカメラ・モバイルプリンター・フォトカッターは不要になります。

（令和4年8月5日付の事務連絡「マイナンバーカードの出張申請受付事業の実施に当たっての参考情報について」より）

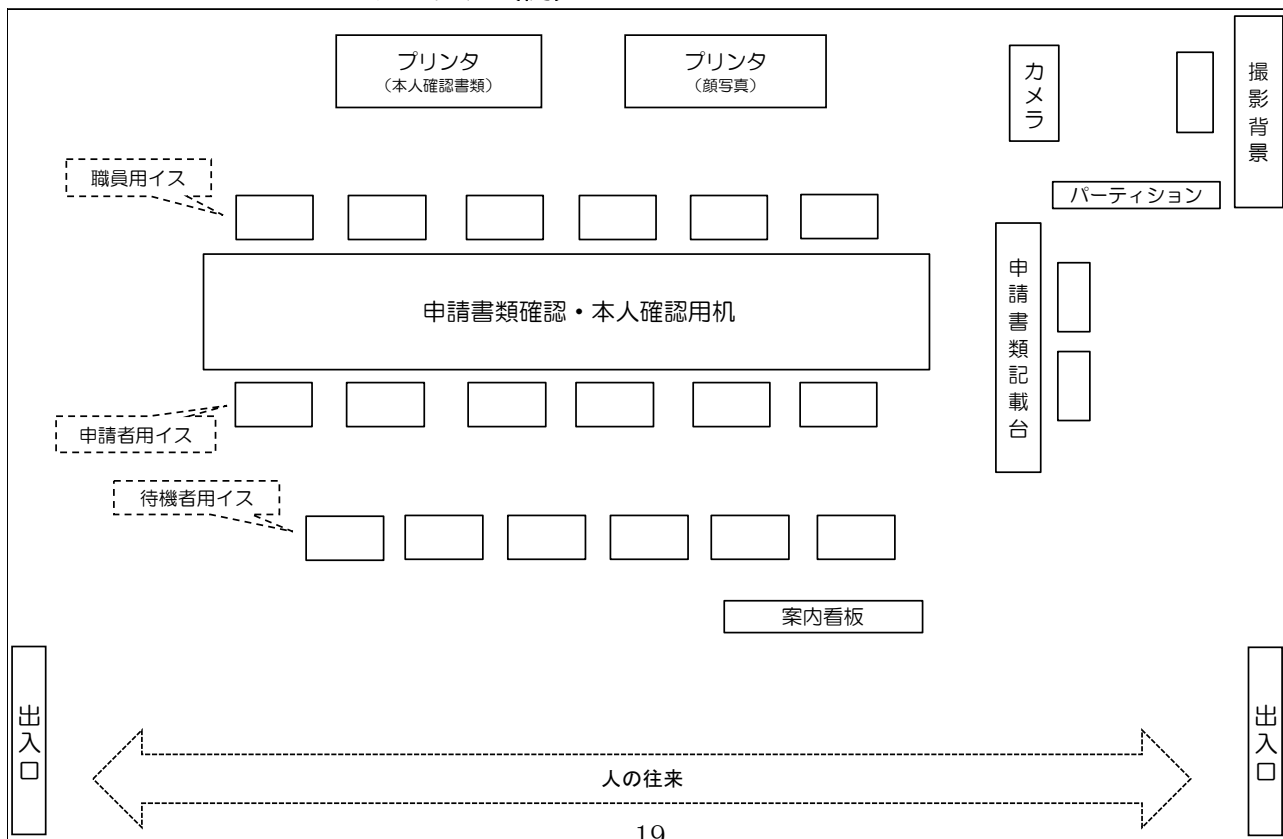
(6) 当日の会場設営

事前打合せの内容をもとに、会場の設営を行います。会場のレイアウトの例は以下のようイメージです。

<会場のレイアウト（例）>



<オープンスペースのレイアウト（例）>



（７）当日の運営

当日は、施設等の方に交付申請者の介助をお願いする場合があります。

（市区町村職員は、１人あたりの受付時間を長めに取り、丁寧に対応いただきますようお願いいたします。）

また、当日に追加の申請希望者が来られた場合や、予定していた申請希望者の申請受付をできなかった場合の対応などについては、市区町村にご相談ください。

＜実施イメージ＞

病院での出張申請受付



介護施設での出張申請受付



（８）その他

出張申請受付では受付時に本人確認を実施しますが、本人確認書類が不備の場合や、市区町村職員が同行せず委託事業者のみで行う場合等には、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等のみの出張申請サポートとなり、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要があります。

その際には、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます（詳細はP25）。

また、施設において、とりわけ認知症の方や重度の障害のある方等の判断能力が十分でない方に対し、マイナンバーカードの取得を支援するに当たっては、当該支援を受けることについて、丁寧にご本人の意思の確認を行うとともに、ご本人への説明日時や申請日、交付日等のカードの取得の過程を記録しておくことが適当です。なお、マイナンバーカードの申請に係る意思の確認ができない場合や申請を希望しない場合は、マイナンバーカードがなくても資格確認書（詳細はP7を参照）の交付を受けることで資格確認が可能です。

2. 個人宅等に対する出張申請受付

(1) 概要

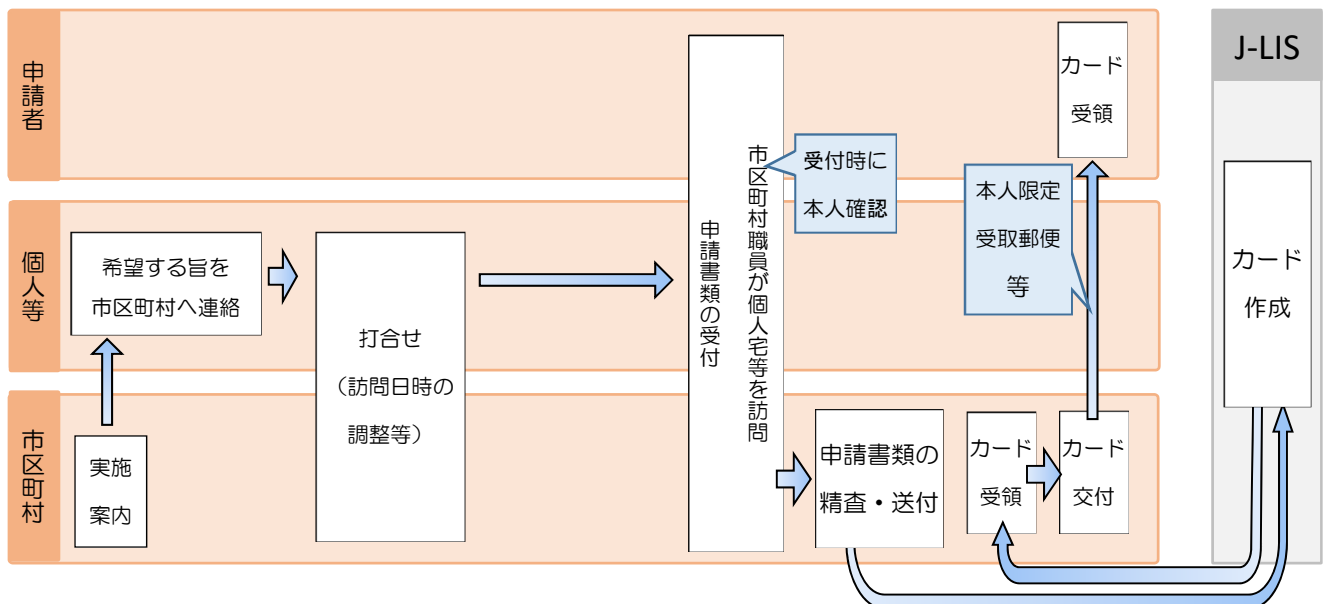
- ✓ 出張申請受付は、施設等だけでなく希望する者の個人宅等を、市区町村職員が訪問して行うことも可能です。

(2) 手順の流れ

スケジュールは申請者の状況により異なりますが、例えば以下のとおりです。

- (事 前) ✓ 市区町村から個人宅等に対する出張申請受付実施の案内
✓ 市区町村へ出張申請受付を希望する旨の連絡
✓ 市区町村との打合せ
- ↓
- (当 日) ✓ 市区町村が申請書類を持参し訪問、出張申請受付
- ↓
- (数日後) ✓ 市区町村から J-LIS へ申請書類を送付
- ↓
- (約2週間後) ✓ J-LIS から住所地市区町村へカード送付
- ✓ 住所地市区町村において交付前の設定を行い、
カードを申請者あてに本人限定受取郵便又は簡易書留郵便等で送付
※顔認証マイナンバーカード申請者が健康保険証利用登録を希望
した場合には、交付前に市町村で利用登録を実施

<参考：全体フロー図>



(3) 個人宅等に対する出張申請受付実施の案内

案内は、市区町村から支援団体に案内を直接行っている場合や、HP や広報誌で随時受け付ける旨を周知している場合があります。

(4) 市区町村との打合せ

出張申請受付の実施が決定した後は、事前打合せを行います。

打合せの内容は状況により異なりますが、打合せの際に押さえておくべき内容は、概ね以下のとおりです。

<打合せ内容(例)>

- ✓ 実施日
- ✓ 申請当日に必要な書類の確認
- ✓ 各種制度の支援者がいる場合は、当該支援者と市区町村職員との役割分担

<市区町村から依頼が考えられる事項(例)>

- ✓ 準備できる本人確認書類の確認等

<当日必要な書類例(※詳細は「資料編」を参照)>

- ・ 交付申請書(個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行/更新申請書)
- ・ 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
- ・ 券面用顔写真 ※当日に写真撮影サービス実施の場合は不要
- ・ 本人確認書類
- ・ 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- ・ 住民基本台帳カード(住基カード) ※お持ちの方のみ
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

※顔認証マイナンバーカード申請者のみ

(5) その他

P14の「(8) その他」のように、個人宅等を訪問する際に本人確認書類が不備の場合や、市区町村職員が同行せず委託事業者のみで行う場合等には、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等のみの出張申請サポートとなり、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要があります。

その際には、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます(詳細はP25)。

また、市区町村職員は、個人宅等への訪問にあたっては、申請者のプライバシーに配慮いただくとともに、各種制度の支援者がいる場合は、配慮する事項について支援者と相談いただきますようお願いいたします。

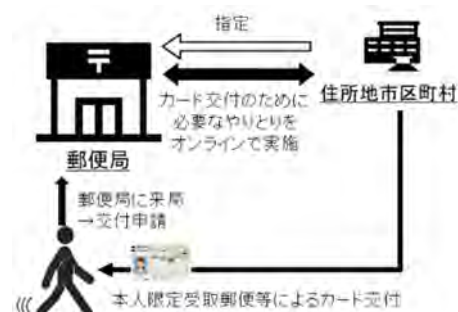
＜実施イメージ＞



（参考）郵便局での交付申請受付

今後、郵便局によっては、マイナンバーカードの交付申請の受付等が可能になり、市区町村に出向かずに交付が受けられます。

郵便局が実施するには市区町村の指定が必要となりますので、お近くの郵便局が実施可能となるかは市区町村にお問い合わせ下さい。



第6. その他のサポートについて

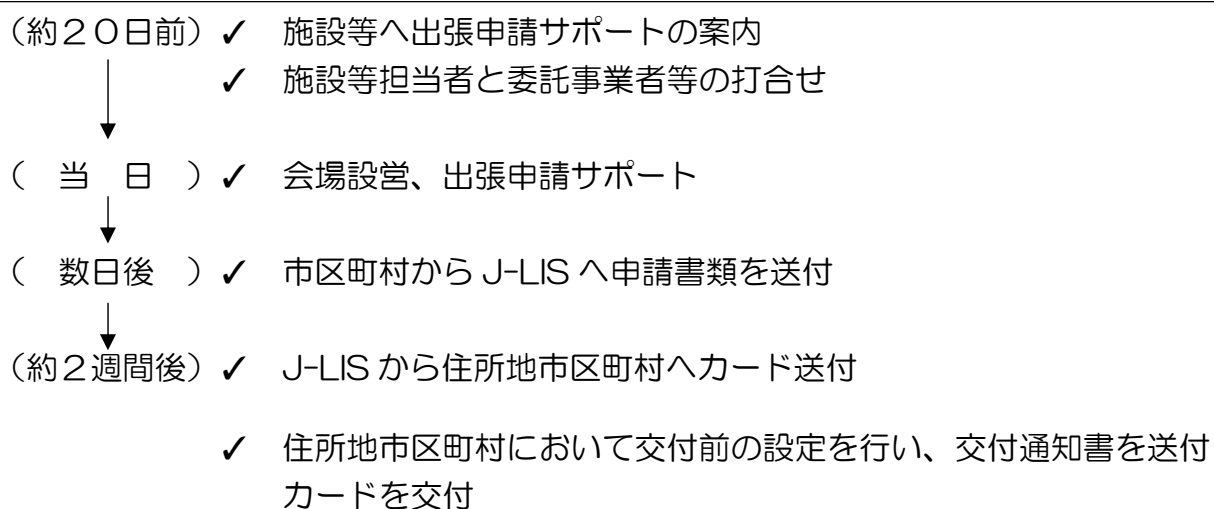
1. 申請時のサポート

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付以外にも、市区町村からの委託事業者等が、施設や個人宅等に出向き、申請書の記入補助や顔写真撮影サービス等を行う申請サポートがあります。
- ✓ この場合、後日、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要がありますが、来庁が困難と認められる一定の場合には、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。

(2) 手続の流れ（委託事業者等による申請サポートの場合）

スケジュールは施設等の規模や実施人数により異なりますが、例えば以下のとおりです。



(3) 必要な準備

- ・市区町村と施設等で実施が決定した後は、事前打合せを行ってください。
- ・当日必要な物品は、基本的には委託事業者等で準備・持参しますが、机・椅子など施設等からお借りすることもありますので、打合せでご確認ください。
- ・当日は、施設等の方に交付申請者の介助をお願いする場合があります。

(4) その他

申請書の記入補助や顔写真撮影等は、委託事業者等だけでなく、施設等の職員や各種制度の支援者の方にサポートいただいたり、市区町村から受託を受けることも可能ですので、ご検討ください。

(参考) 施設等の職員や各種制度の支援者の方が申請書の記入補助や顔写真撮影等を行う場合の準備物

・交付申請書

まずは、これまでに J-LIS 等から送付された QR コード付き交付申請書がお手元にあるか、ご確認ください。QR コード付き交付申請書があれば、オンラインでの申請も可能です。

お手元になければ、交付申請書の様式や送付用封筒材料は「マイナンバー総合サイト」でダウンロードできます。(URL <https://www.kojinbango-card.go.jp/download/>)

詳しくは市区町村にお問い合わせください。

・カメラ・プリンター

顔写真の撮影に使いますが、スマートフォン、タブレット等によりオンライン申請を行う場合は不要になります。

2. 交付時のサポート

(1) 概要

- ✓ 出張申請受付以外の場合は、マイナンバーカードの交付の際に役所に来庁する必要があります。
 - ✓ その場合にも、病気、身体の障害等やむを得ない理由により、交付申請者の来庁が困難と認められるときは、代理人が来庁してカードの交付が受けられます。
- ※交付申請者の住所地市町村に来庁して交付を受ける必要があります。

(2) 代理交付の対象者

やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる者としては、次の者が考えられます。

- ・施設入所者
- ・要介護・要支援認定者
- ・障害のある方
- ・長期入院者、病気の方
- ・75 歳以上の高齢者
- ・成年被後見人、被保佐人及び被補助人
- ・社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして来庁が困難であると認められる者
- ・中学生、小学生及び未就学児
- ・高校生・高専生
- ・妊婦
- ・長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして来庁が困難であると認められる者）、海外留学している者

(3) 代理人

代理交付を受けるのは、交付申請者が指定する方ならどなたでも可能です。

施設等の職員や各種制度の支援者の方が代理人として交付を受けることも可能ですので、ご検討ください。

（４）当日必要な書類例（※詳細は「資料編」を参照）

準備する必要書類の例は、次のとおりです（市区町村にもお問い合わせください）。

代理交付の場合は、申請者本人の場合の必要書類に加え、「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」や「代理人の本人確認書類」が必要となります。

資料編 P19 に、必要な書類例をお示ししていますので、参考にしてください。

- 交付通知書（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書）
- 交付申請者の本人確認書類
- 通知カード ※紛失の場合は「通知カード紛失届」を作成
- 住民基本台帳カード（住基カード） ※お持ちの方のみ
- 交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料
- 代理人の代理権を証明する書類
- 代理人の本人確認書類

※カードの取得に支援が必要な方が円滑に取得いただけるよう、令和5年3月31日付で代理交付の見直しを行いました。

- 代理交付の要件を、従来より幅広く拡充・明確化しています。
- 「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」について、75歳以上の高齢者は本人確認書類で確認可能とする等、一定の場合は実質不要化したり、必要な場合にも、入手が容易・費用がかからないもので可とし明示しています。
- また、施設に入所している者等は「交付申請者の本人確認書類」として、施設長などが申請者の顔写真を証明した「顔写真証明書」を用いることができますが、その場合、「交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料」が不要になります。

（参考）

今般、施設や支援団体の職員の方等が、申請サポートや代理交付による受取りをおこなった場合、市区町村から報償費を支払うこと等について、国の補助金の対象としており、当該助成制度を活用するに当たっては、スキーム例を市区町村に通知しております。実際の利用に当たっては、市区町村とご相談いただければと思います。（資料編 P24～27 参照）

第7. カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項

(1) 無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方

→詳細 資料編 P21

やむを得ない理由により無帽、正面、無背景の写真を撮影できない方は、以下の対応をしていただくことで、その写真を使用できます。

①オンラインによる申請の場合：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、具体的な理由と申請書 ID をお伝えください。

②郵送による申請の場合：交付申請書の表面の氏名欄に具体的な理由を記載して、交付申請書を送付ください。

③窓口による申請の場合：市区町村職員から手続きを行います。

※写真が暗い、トリミングができない等の場合や、写真以外の理由で申請が不備となる場合があることにご留意ください。

〈使用可能な写真として認められる場合の参考例（一部抜粋）〉

※以下の場合以外でも、使用可能となる場合あり。

・医療上の理由の場合：医療器具※と判断できる場合

※車椅子、ペースメーカー、首や鼻等に装着しているチューブ、ベッドや布団（寝たきりの場合）、眼帯、ガーゼ、絆創膏 等

・障害のある方の場合：事故や顔面麻痺等による顔の歪み等により正面を見ることが難しい、視線が定まらない、障害を理由に日常的に眼帯、サングラス、ガーゼ、絆創膏等を着用している場合

・寝たきりの方の場合：枕やシーツ等が写りこんでいる場合

(2) 知的・発達障害のある方

→詳細 資料編 P22

交付申請者自身で暗証番号を設定することが困難と認められる場合は、介助者がその支援を行うことも可能です。

市区町村職員においては、知的・発達障害のある方は、暗証番号の検討に時間を要することがあることから、入力の前に暗証番号を考えていただく時間を設けることや、設定についてイラスト等を用いた簡潔な説明用紙を作成すること、ゆっくり説明することなど丁寧な対応をお願いします。

(3) 視覚障害のある方

→詳細 資料編 P23

交付申請書等の自署欄に点字による記載がある場合には、点字を記名として扱い、併せて押印等があれば有効な申請となります。

一方、市区町村の窓口における点字審査が困難な場合においては、口頭での意思確認、代筆による措置等により対応することも可能です。

(4) 交付申請書の自署が困難な方

→詳細 資料編 P23

交付申請書の自署は、介助者及び職員等が代筆し、ご本人が押印等すれば、有効なものとして認められます。

市区町村職員においては、交付申請者の意思の確認を丁寧に行っていただきますようお願いします。

第8. マイナンバーカードの管理等について

施設入所者のマイナンバーカードの管理等については、ご本人の状況やご希望等に応じて、ご本人や家族、施設での管理が考えられます。

マイナンバーは、仮に他人に知られたとしても、その利用には本人確認が求められ、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

しかし、マイナンバーカードは様々な場面で利用できる本人確認書類ですので、大切なものとして適切な管理の呼びかけをお願いします。

① マイナンバーカードをご本人やご家族が管理する場合

利用者の方がご本人の居室等において、備えつきのロッカー等を利用し、紛失に注意をいただいたうえで、保管がなされるよう、入居者の方々への周知をお願いいたします。

また、ご本人の同意を得て、家族の方が管理されることも可能です。

② マイナンバーカードを施設で管理する場合

取得したマイナンバーカードは、ご本人での管理が基本ですが、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能です。

管理の際には、例えば、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが考えられます。

マイナンバーカードの暗証番号は、本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。

このため、暗証番号の**設定や管理に不安がある方は、暗証番号の設定をしないことを希望することが可能です。**(詳細はP10)

※資格確認書を管理する方法

資格確認書で受診等する場合には、ご本人に過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医療機関・薬局にオンライン資格確認の仕組みを通じて共有することはできません。資格確認書の管理については、ご本人が管理する以外に、現行の健康保険証と同様に、施設等で管理することが可能です。

また、資格確認書は、原則、ご本人の申請に基づき保険者が速やかに交付します。ただし、当分の間、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有していない方その他保険者が必要と認めた方については、ご本人の申請によらず保険者が交付する運用と**するため、申請は不要です。**また、「その他保険者が必要と認めた方」については、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカードを保有しているが、マイナンバーカードでの受診等が困難なため申請により資格確認書が交付された高齢者、障害者等について、更新時にご本人の申請によらず交付することなどを想定して**おり、こうした方々は更新時の申請手続きは不要です。**

なお、資格確認書を申請する場合は、施設等の職員から施設利用者に、資格確認書の申請希望等をあらかじめ聞いた上で、**施設等で保険者に代理申請いただくことも可能とすることを予定しています。**

＜マイナンバーカードを紛失した場合＞

- マイナンバーカード機能停止の手続きが必要となりますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178。音声ガイダンス 2 番）へご連絡をお願いします。

※聴覚に障がいをお持ちの方は、FAX（0120-601-785）でお問合せすることもできます。（お問合せ様式は資料編 P27 参照）

- あわせて、警察に遺失届・盗難届を出していただき、受理番号を控えてください。
- その後、お住まいの市区町村へ紛失・廃止届をしていただき、マイナンバーカードの再発行のお手続きをおとりください。
- なお、マイナンバーカードの申請に当たって、通知カードを紛失した場合には、「通知カード紛失届」を作成いただく必要がありますので、市区町村にご相談ください。（資料編 P8 参照）

＜暗証番号を忘れた場合＞

- 暗証番号をお忘れの場合や、連続して3回入力を間違いロックされた場合には、住所地の市区町村で初期化・再設定が必要です。窓口にお問い合わせください。なお、暗証番号の初期化・再設定に関する問合せは、本人以外に代理者などから行うことも可能です。

＜ご相談・お問い合わせ先＞

【施設等の方】

○マイナンバーカードの取得については、所在地市区町村にご相談ください。

○マイナンバー制度全般に関するお問い合わせは以下へご連絡ください。

・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120-95-0178

受付時間 平日 9：30～20：00

土日祝 9：30～17：30

受付内容 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル、健康保険証利用及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
5. マイナポイント第2弾に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度に関するお問い合わせ

※紛失、盗難などによる一時利用停止は、24時間365日受け付けます。

※1番・5番は、年末年始を含む平日、土日祝ともに9：30～20：00（令和5年9月まで）受け付けます。

・聴覚に障がいをお持ちの方のためのお問合せ FAX 番号 0120-601-785

聴覚障がい者の方からのFAXによるお問い合わせを受け付けております。（様式は資料編P27参照）

回答については「個人番号カードコールセンター」からFAXで送信します。

下記の二つのお問い合わせを受け付けております。

1. マイナンバー制度、個人番号通知書、通知カード、マイナンバーカードに関するご質問

2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などに伴う一時停止処理のご依頼

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時停止処理については、24時間365日受け付けます。

＜参考＞マイナンバー制度・マイナンバーカードに関するHP

（総合サイト）<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

（デジタル庁HP）<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

（総務省HP）http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

【市区町村等職員の方】

総務省 自治行政局 住民制度課 マイナンバー制度支援室

＜MAIL＞juki@soumu.go.jp ＜TEL＞ 03-5253-5366

<用語解説>

項番	用語	説明
1	マイナンバー	住民票を持つ日本国内の全住民に付番される 12 桁の番号のこと。
2	マイナンバーカード	マイナンバーが記載された顔写真付のカードのこと。 マイナンバーカードは、プラスチック製の IC チップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されている。 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。
3	顔認証マイナンバーカード	利用者証明用電子証明書の利用に係る本人確認方法を機器による顔認証又は目視による顔確認に限定する設定を行い、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカード。 インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する署名用電子証明書は搭載できない。
4	マイナポータル	子育てや介護など、行政手続のオンライン窓口のこと。オンライン申請のほか、行政機関等が保有するご自身の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供されている。
5	資格確認書	令和6年秋の健康保険証廃止以降、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に保険者から交付される氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された書類。
6	出張申請受付	市区町村職員が施設などに出張し、申請書の記入補助や顔写真撮影等の申請サポートのほか、本人確認を行ってカードの申請を受け付けること。 後日、市区町村から郵送等によりカードを交付する。
7	出張申請サポート	市区町村職員が同行せず委託事業者が施設などに出張し、申請書の記入補助や顔写真撮影等の申請のサポートを行うこと。交付の際は、本人確認書類を持参の上、来庁頂き、カードの交付を受ける必要がある。
8	申請サポート	市区町村職員以外の者が交付申請者の記入補助や顔写真撮影等の申請のサポートを行うこと。
9	代理交付	病気、身体の障害等やむを得ない理由により、交付申請者が出向くことが困難であると認められるとき、交付申請者の指定した代理人に対しカードを交付すること。
10	電子証明書	署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書をいう。
11	利用者証明用電子証明書	マイナンバーカードに格納されており、インターネットサイト等にログインする際に利用する（例 健康保険証利用、マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付）。「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができる。
12	署名用電子証明書	マイナンバーカードに格納されており、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する（例 e-Tax 等の電子申請）。「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができる。
13	暗証番号	利用者証明用電子証明書の場合は 4 桁の数字。 署名用電子証明書の場合は 6 ～ 16 桁の英数字。

<作成に当たりご協力をいただいた自治体>

北海道函館市、北海道蘭越町、山形県尾花沢市、群馬県前橋市、群馬県藤岡市、群馬県上野村、千葉県千葉市、千葉県松戸市、山梨県道志村、長野県、静岡県静岡市、静岡県焼津市、鳥取県米子市、岡山県高梁市、岡山県吉備中央町、福岡県八女市（お問い合わせは、ご相談・お問い合わせ先をお願いします。）